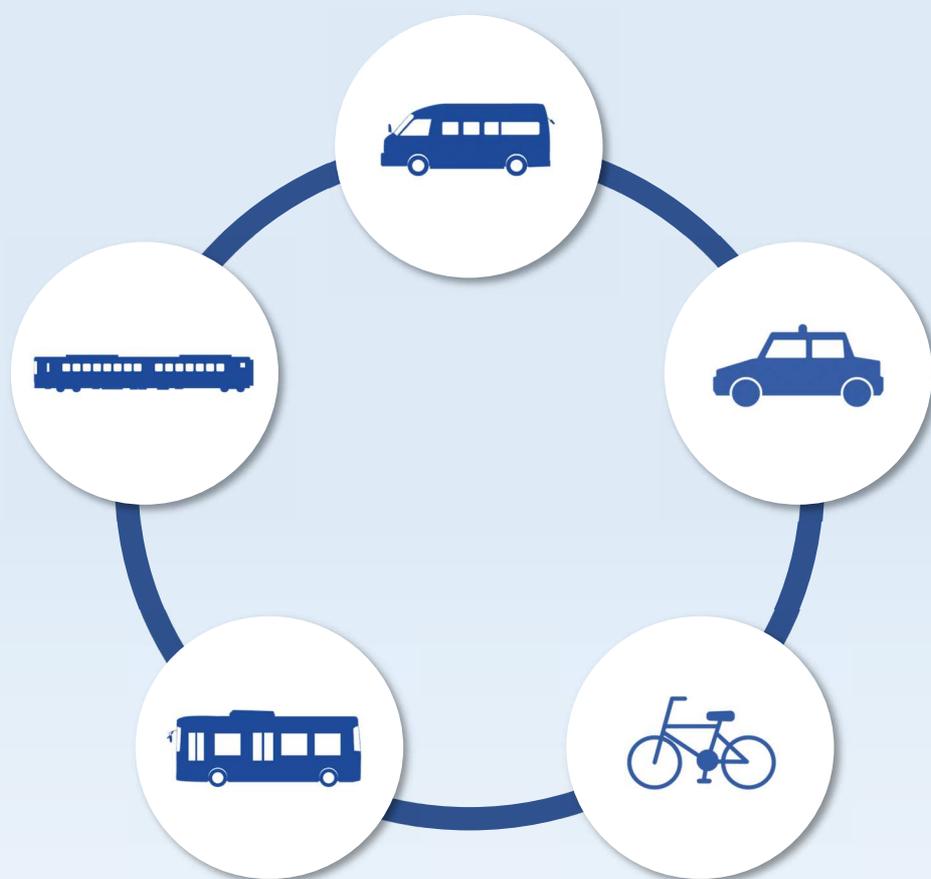


結城市地域公共交通計画

令和4（2022）年度 —— 令和8（2026）年度



令和4年3月
結 城 市

はじめに

本市の公共交通は、JR水戸線をはじめ、民間路線バスが1路線、タクシー会社が2社、無料の市内巡回バスが8ルートあり、市民の移動手段として重要な役割を担っております。

平成16年5月に運行を開始した市内巡回バスは、多くの皆様にご利用いただいております。令和2年10月には、土曜日の運行を開始し、更なる利便性の向上を図ったところでございます。



昨今、公共交通を取り巻く環境は日々変化しており、人口減少や少子高齢社会の進行、車社会の進展、感染症の流行拡大により、公共交通の利用者は減少傾向にあります。しかしながら、通勤通学や、買物、通院などの日常生活における移動手段として、公共交通に対する期待は高く、持続可能な公共交通網の構築が必要不可欠となっております。

そこで、本市では、地域の公共交通のあり方を整理し、本市の実情に合った公共交通ネットワークの構築を図るため、公共交通政策のマスタープランとなる「結城市地域公共交通計画」を策定いたしました。

本計画では、「快適で住みやすいまちを支え、未来を育む公共交通体系の実現」を基本理念に掲げ、利用者の目線に立った13の事業を位置付けております。既存の公共交通を最大限活用しつつ、新たな交通システムの導入を検討していくなど、利便性の高い公共交通サービスが提供できるよう努めてまいります。計画の推進にあたりましては、市民の皆様をはじめ、交通事業者、行政などの関係者が一体となって取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました結城市地域公共交通会議委員の皆様をはじめ、計画策定にご尽力をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

結城市長 小林 栄

目 次

序 計画策定にあたって	1
序-1 計画策定の背景及び目的	2
序-2 計画の位置付け	2
序-3 計画区域及び計画期間	3
1 結城市の現状	5
1-1 都市現況	6
1-2 交通流動現況	12
2 上位・関連計画における公共交通の位置付け	15
3 公共交通の現状	23
3-1 鉄道	24
3-2 路線バス	24
3-3 市内巡回バス	25
3-4 公共交通空白地域の状況	28
3-5 その他の移動サービス	29
3-6 近隣市の公共交通の状況	30
4 アンケート調査からみた公共交通ニーズ	33
4-1 地域住民アンケート	34
4-2 市内巡回バス利用者アンケート	37
5 公共交通を取り巻く課題	41
6 目指す将来像、基本方針、計画目標等	45
6-1 目指す将来像	46
6-2 基本方針	48
6-3 計画目標	49
7 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	51
7-1 実施する事業	52
7-2 実施事業の概要	53
8 計画の達成状況の評価	65
8-1 計画の推進体制	66
8-2 計画の達成状況の評価、方法	67
資料編	71
■結城市地域公共交通計画の策定経緯	72
■結城市地域公共交通会議	73
■結城市地域公共交通計画策定調整会議	77
■用語解説	79

序 計画策定にあたって

序 計画策定にあたって

序－１ 計画策定の背景及び目的

本市の公共交通は、JR水戸線が東西に走り、市内には3つの駅があるほか、民間路線バスが1路線、タクシー会社が2社、無料の市内巡回バスが8ルートあります。

本市では、令和2年10月1日現在の高齢化率が30.4%であり、運転免許証を返納する市民も増加するなど、医療機関への受診や買物等に支障をきたすことが問題となる中、公共交通は市民の移動手段として重要な役割を担っています。

一方、バス停までの移動が困難な高齢者及び公共交通空白地域の移動手段の確保や周辺市町との広域連携、既存交通の利便性の向上が求められています。

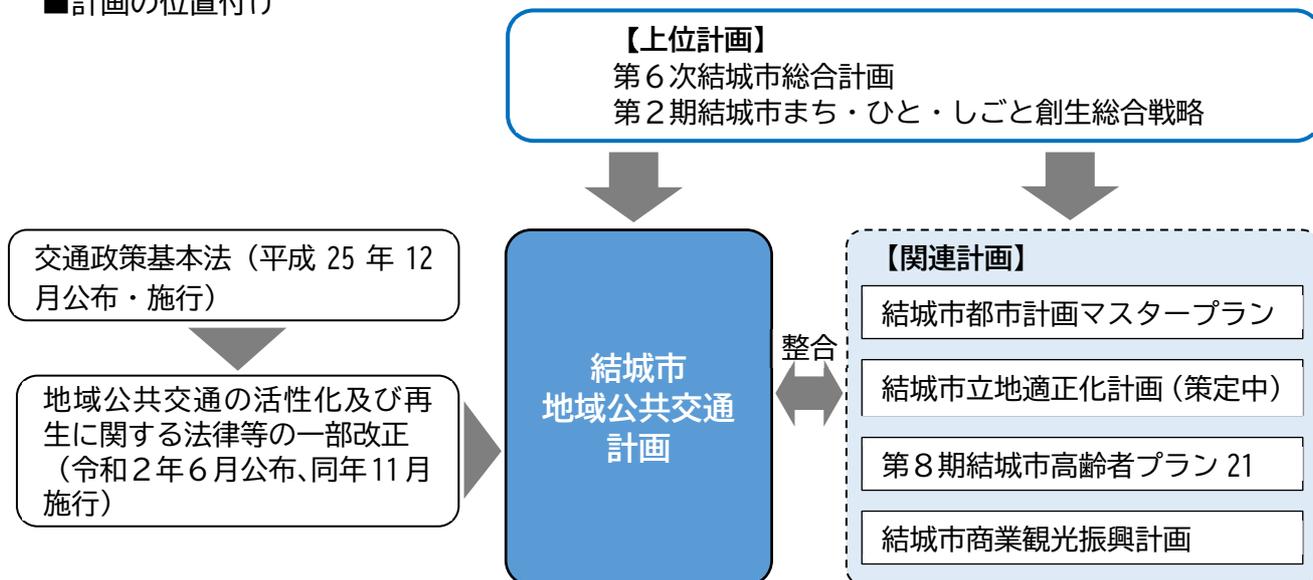
国においては、平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）」が施行され、地域公共交通の活性化・再生に関して、地域の関係者が連携して取り組むための制度が確立されました。その後、平成26年11月に同法が改正され、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築することが規定されました。さらに、令和2年11月の同法の改正では、地域における輸送資源の総動員によって地域の移動ニーズへの対応が求められるとともに、「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されました。

このような本市の現状や国における法制度の改正等を踏まえ、本市では、結城市地域公共交通会議を活性化再生法の法定協議会として位置付け、本市の実情に合った持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、公共交通政策のマスタープランとなる「結城市地域公共交通計画」を策定します。

序－２ 計画の位置付け

本計画は、活性化再生法第5条に規定する法定計画として、本市の最上位計画である「第6次結城市総合計画」に即し、「結城市都市計画マスタープラン」などの関連計画と整合を図るものとします。

■計画の位置付け



序－3 計画区域及び計画期間

(1) 計画区域

計画区域は、結城市全域とします。

また、市民の通勤・通学、通院、買物といった日常生活圏の実態を踏まえ、近隣市町を含む広域圏での移動にも配慮した計画とします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、今後の社会情勢等の変化や関連計画の見直し等に適應するよう、必要に応じて計画の見直し・修正を行います。

■本計画及び上位・関連計画の計画期間

(年度)

	～R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
第6次結城市総合計画		R3～R12							
		前期基本計画 R3～R7					後期基本計画 R8～R12		
第2期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略		R3～R7							
結城市都市計画マスタープラン		H29～R7							
結城市立地適正化計画（策定中）		計画	策定	R5～R9					
第8期結城市高齢者プラン21		R3～R5							
結城市商業観光振興計画		R1～R6							
結城市地域公共交通計画		計画	策定	令和4年度～令和8年度					

1 結城市の現状

1 結城市の現状

1-1 都市現況

(1) 位置・地勢

- ・本市は、関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川の清流をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は西仁連川を隔てて栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。
- ・東京から70km圏内にあり、近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の五霞インターチェンジや筑西幹線道路の一部が開通するなど、本市と首都圏各地を結ぶ交通アクセシビリティが向上しています。
- ・市北部は、城下町の町割りが残る数少ない市街地であり、市南部は農業地域になっています。
- ・本市の地形はおおむね平坦で、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる、海拔20～45メートルの比較的高く緩やかな低稜傾斜地帯です。

■結城市の位置

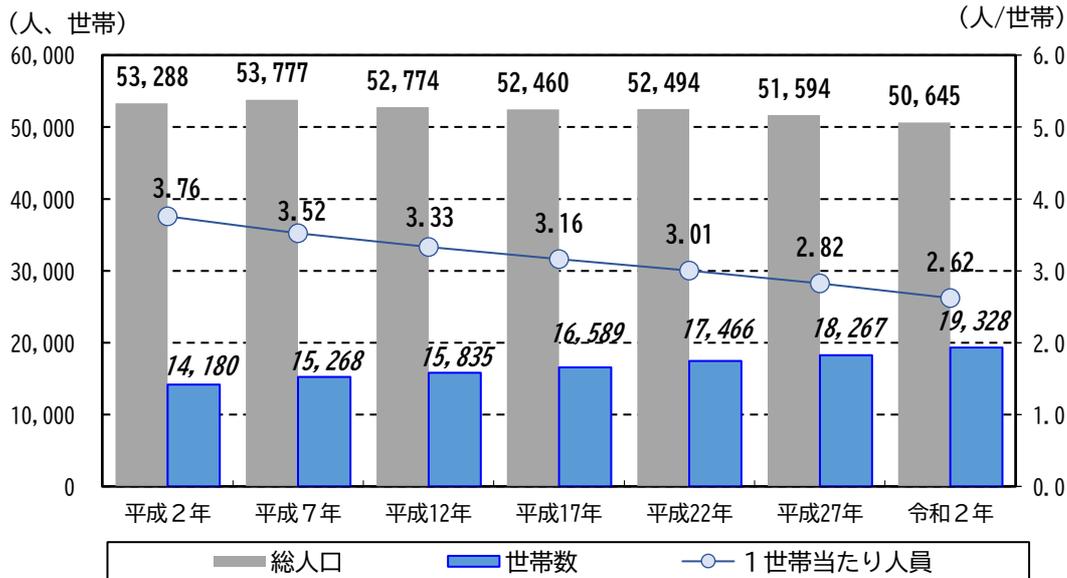
面積	65.76km ²
広がり	東西 6.0km 南北 13.0km
経緯度	北緯 36度18分 東経 139度52分
海拔	38.6m
市庁舎所在地	結城市中央町二丁目3番地



(2) 人口

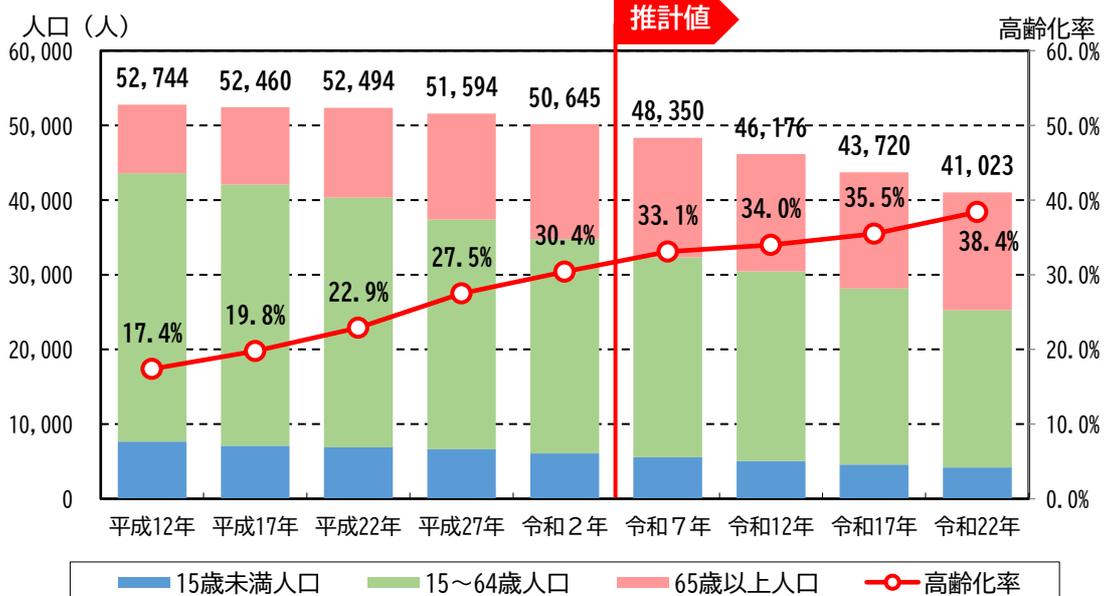
- ・本市の人口は、令和2年10月1日現在50,645人（世帯数：19,328世帯）です。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年の本市の人口は約41,000人まで減少すると予測されています。
- ・年齢3区分別人口及び高齢化率の推移をみると、生産人口（15～64歳人口）は減少する一方、高齢化率は上昇傾向となっています。
- ・高齢化率は、令和22年には38.4%になると予測されており、今後も高齢化の進行が見込まれます。

■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

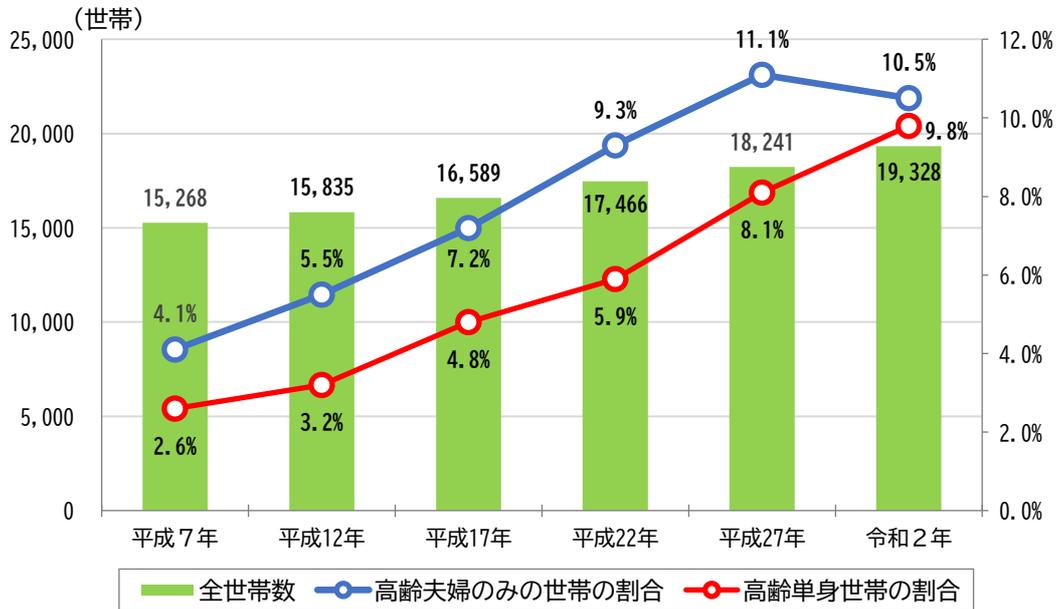
■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

- ・高齡化の進展に伴い、全世帯に占める 65 歳以上の高齡夫婦のみの世帯や高齡単身世帯の割合が増加しています。特に、高齡単身世帯は、大幅に増加傾向となっています。

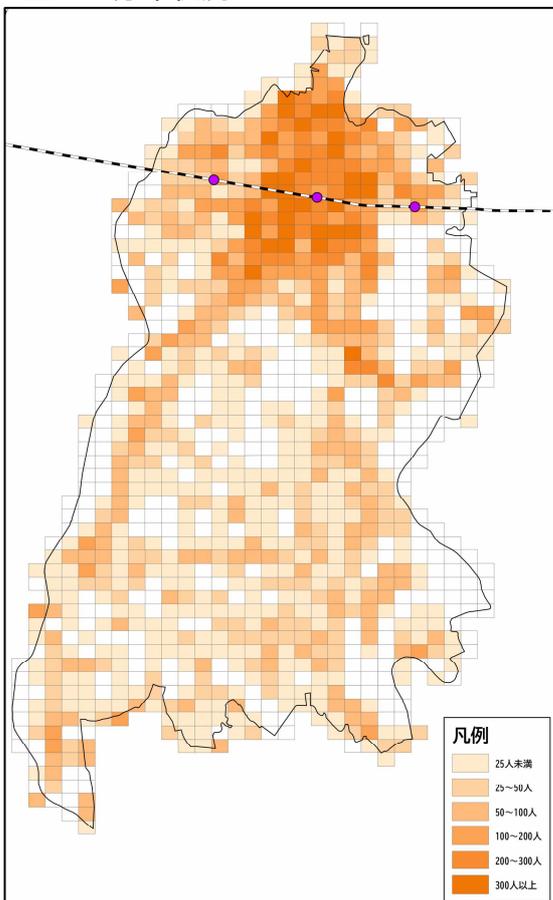
■全世帯数及び高齡者（高齡夫婦のみ、高齡単身）世帯の割合



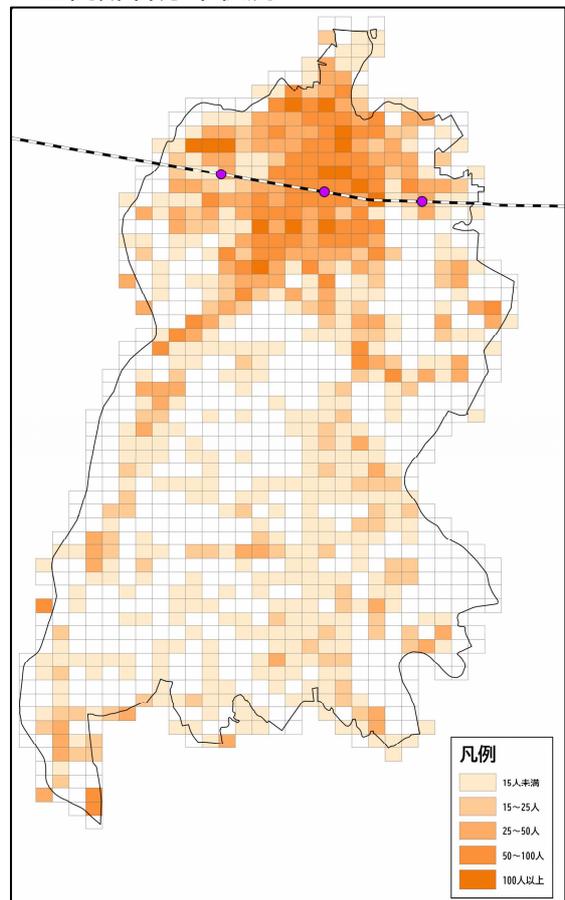
資料：国勢調査

- ・人口分布をみると、結城駅を中心とした市北部に集積しており、また、国道や県道沿いにも一定の集積が見られます。
- ・高齡者の分布についても、総人口の分布と同様の分布状況となっています。

■人口分布状況



■高齡者分布状況

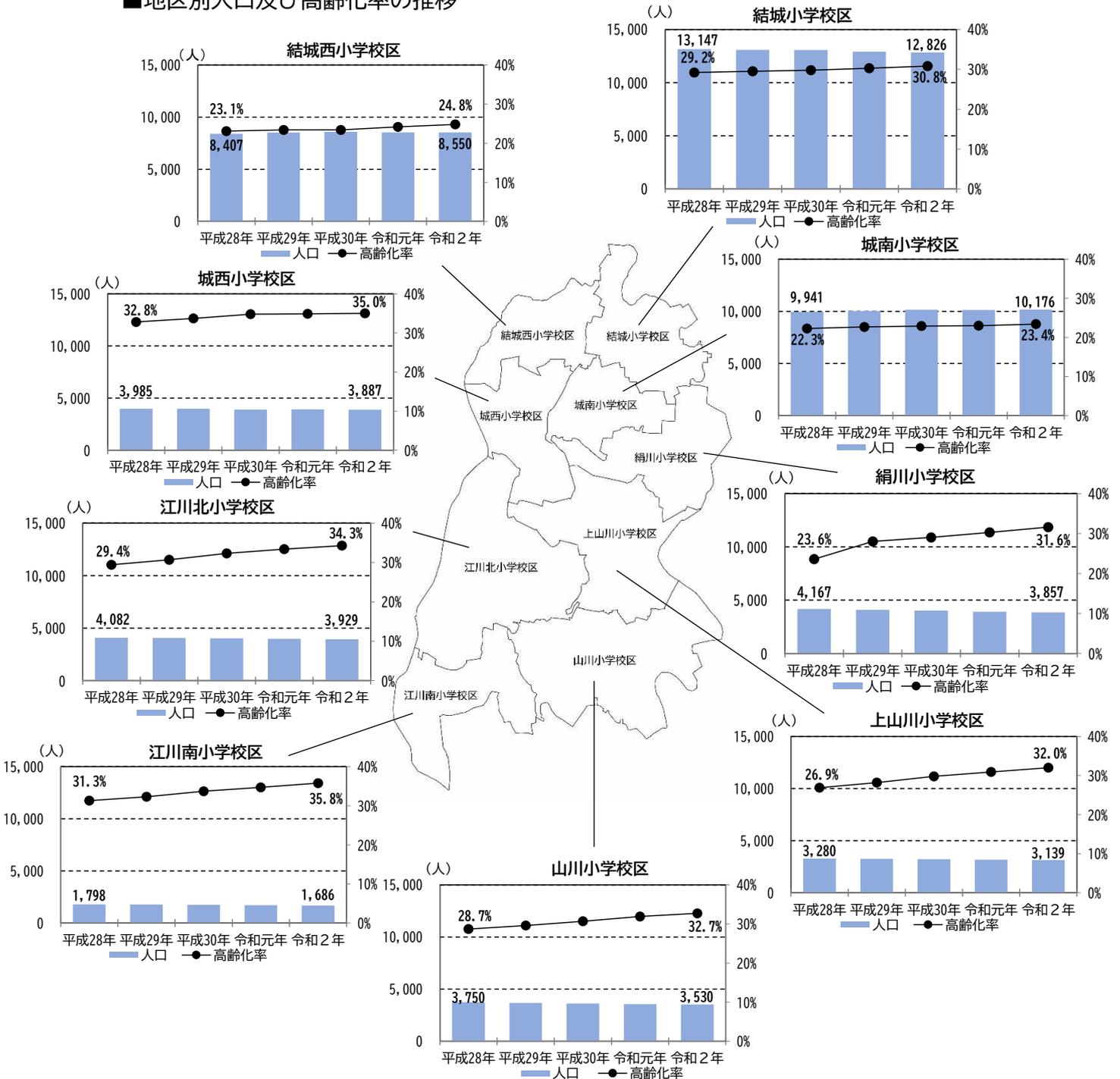


資料：平成27年国勢調査

(3) 地区別人口及び高齢化率の推移

- ・市北部の小学校区の人口は 10,000 人前後と多い一方、それ以外の小学校区の人口は 4,000 人以下となっています。江川南小学校区の人口は最も少なくなっています。
- ・人口の推移をみると、結城西小学校区と城南小学校区は微増傾向となっていますが、それ以外の小学校区では微減傾向となっています。
- ・結城西小学校区と城南小学校区以外の小学校区の高齢化率は、30%を超えています。
- ・高齢化率の推移をみると、北部の小学校区では横ばい傾向となっていますが、それ以外の小学校区では上昇傾向となっています。

■地区別人口及び高齢化率の推移

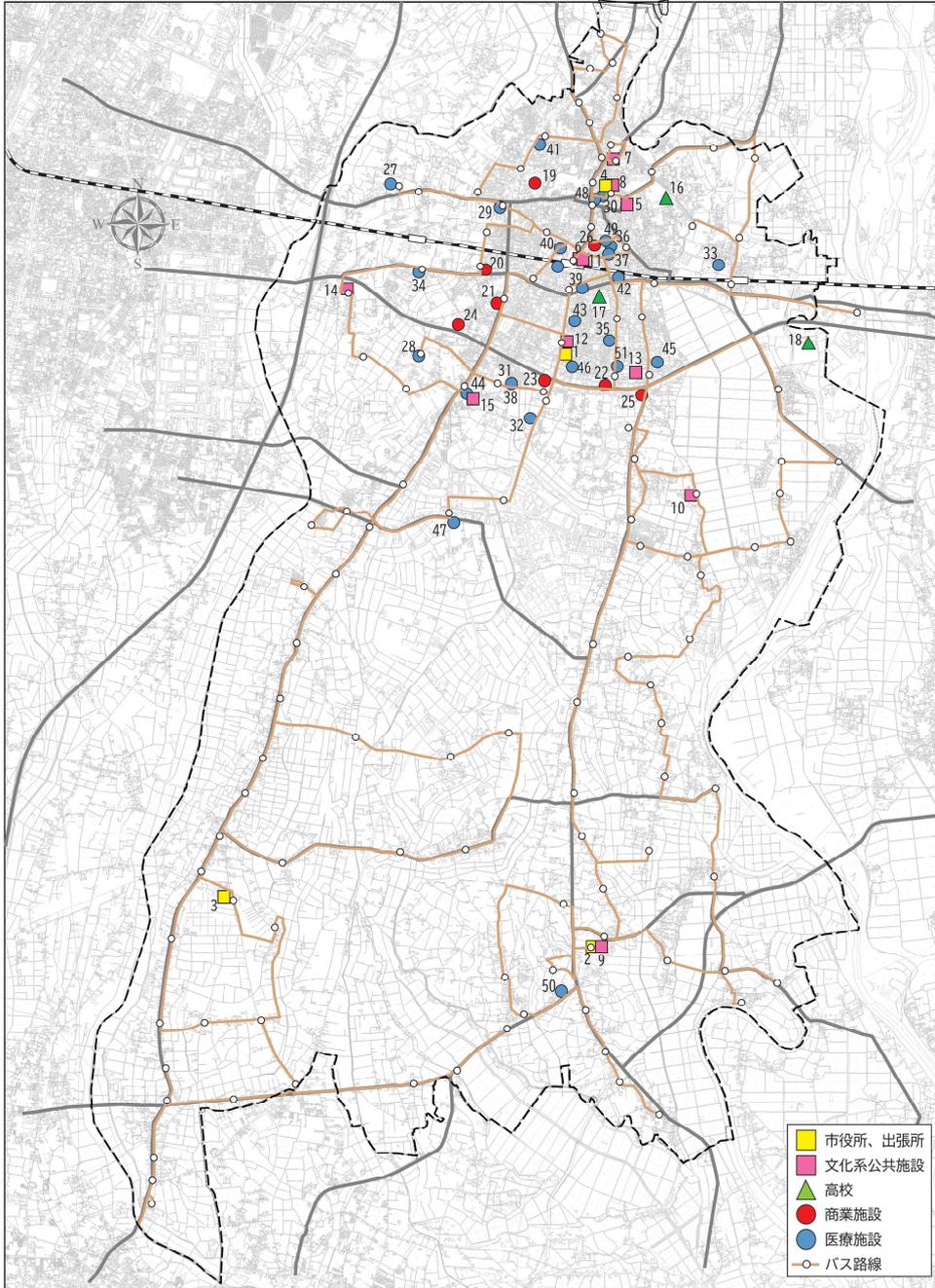


資料：結城市「行政区別年令別人口統計」より作成
 学区図は、国土交通省「国土数値情報」より作成

(4) 主要施設の立地状況

- ・ 結城駅を中心とした市北部に、公共施設や商業施設等の主要施設が集中して立地しています。
- ・ 医療施設は、結城駅を中心に市北部に集中して立地しているほか、市南部にも点在しています。

■主要施設の立地状況



施設区分	No.	施設名	施設区分	No.	施設名	施設区分	No.	施設名		
行政施設 ■	1	結城市役所	高校 ▲	16	結城第一高校	医療施設 ●	31	あおぞら整形外科		
	2	山川出張所		17	結城第二高校		32	遠藤クリニック		
	3	江川出張所		18	鬼怒商業高校		33	えばた内科クリニック		
文化系施設 ■	4	結城出張所	商業施設 ●	19	ヨークタウン結城	34	大木医院	医療施設 ●	46	松永内科クリニック
	5	結城蔵美館		20	グラントマト結城店	35	結城眼科		47	みずのクリニック
	6	ゆうき図書館		21	ジェーンソン結城店	36	栗原胃腸科医院		48	宮田医院
	7	結城市立公民館北部分館		22	カスミ結城店	37	佐久間耳鼻咽喉科	49	宮田外科医院	
	8	結城市立公民館		23	とりせん結城店	38	さわやか内科・小児科	50	渡邊医院	
	9	山川文化会館		24	カインズスーパーセンター結城店	39	しろがねクリニック	51	三木整形外科クリニック	
	10	生きがいふれあいセンター	25	カワチ薬品結城南店	40	蘇原内科医院				
	11	市民情報センター	26	結城ショッピングセンター	41	きぬのまち診療所				
	12	市民文化センターアクロス	27	城西病院	42	結城クリニック				
	13	南部中央コミュニティセンター	28	結城病院	43	つばいクリニック				
	14	小田林コミュニティセンター	29	池羽レディースクリニック	44	生きいき診療所・ゆうき				
	15	城南コミュニティセンター	30	稲沢医院	45	長沢医院				

(5) まちづくりの動向

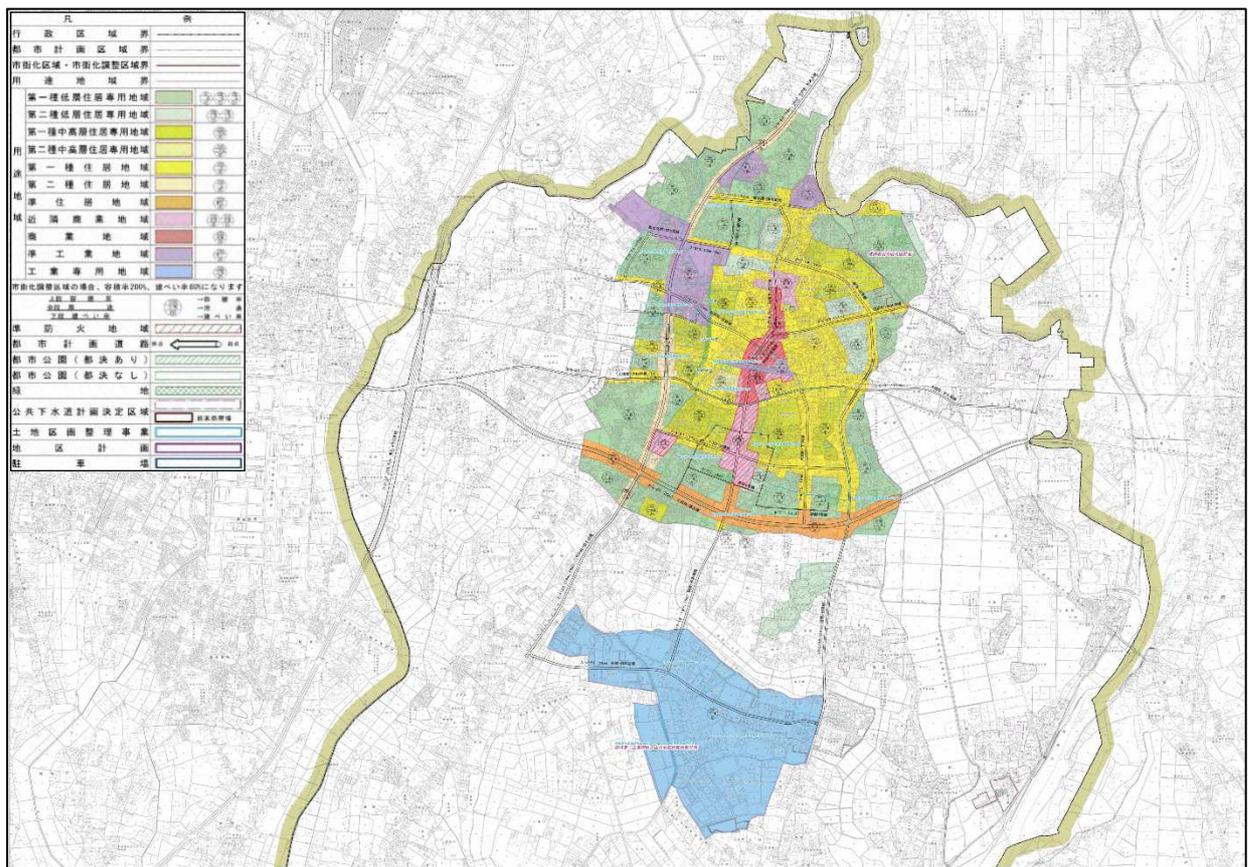
- ・用途地域が、市北部を中心に 842ha 指定されています。
- ・土地区画整理事業は 14 地区、計画面積 453.5ha のうち、5 地区 161.2ha が施行中となっています。

■施行中の土地区画整理事業

施行主体	事業地区	面積	事業期間
市施行	結城南部第二土地区画整理事業	55.5ha	平成2年度 ～令和5年度
	結城南部第三土地区画整理事業	23.4ha	平成5年度 ～令和4年度
組合施行	富士見町土地区画整理事業	16.3ha	平成4年度 ～令和7年度
	逆井土地区画整理事業	25.0ha	平成6年度 ～令和7年度
	四ツ京土地区画整理事業	41.0ha	平成6年度 ～令和5年度

資料：結城市

■用途地域の指定状況



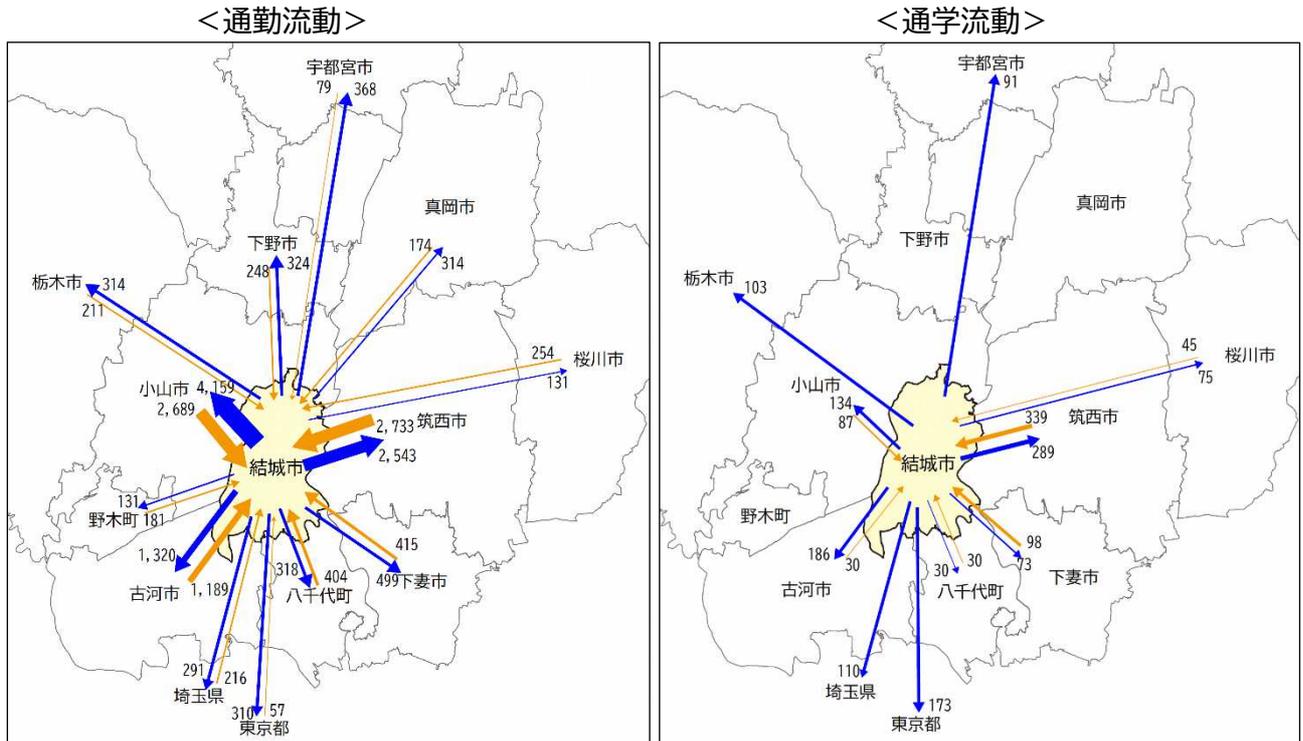
資料：結城市

1-2 交通流動現況

(1) 通勤通学流動

- ・流入・流出ともに筑西市及び小山市が多くなっています。
- ・通勤では小山市への流出が最も多く、次いで、筑西市、古河市の順に多くなっています。流入では、筑西市、小山市が多くなっています。
- ・通学では筑西市への流出が最も多く、次いで、古河市、東京都の順に多くなっています。流入では、筑西市が多くなっています。

■通勤通学流動

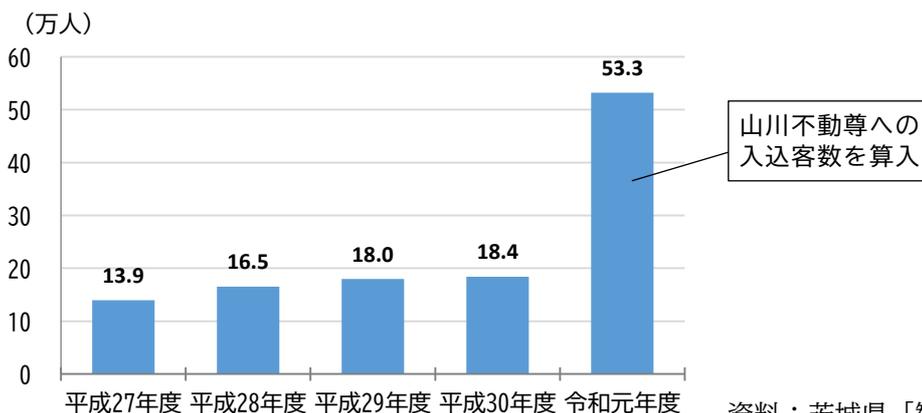


資料：平成 27 年国勢調査

(2) 観光動向

- ・本市の観光資源として、北部市街地には、見世蔵などの歴史的な建築物や古い街並みが残っています。また、市南部には、山川不動尊や結城廃寺跡、水野忠邦の墓など、数多くの神社、寺院、史跡が存在しています。
- ・観光客入込客数は、平成 27 年度から平成 30 年度においては、約 14 万人から約 18 万人と微増傾向となっていました。
- ・令和元年度の観光客入込客数は、約 53 万人となっています。

■観光客入込客数の推移

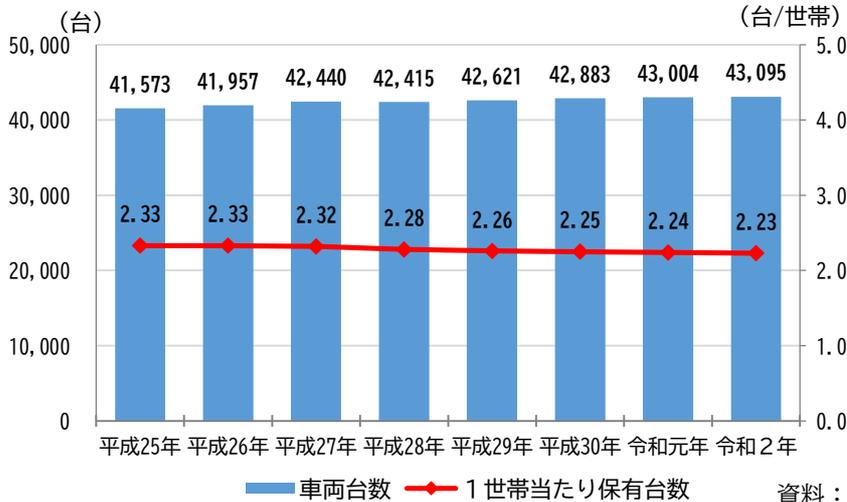


資料：茨城県「観光客動態調査報告」

(3) 自動車保有台数

- ・本市における令和2年度の自動車保有台数は43,095台、1世帯当たり2.23台となっています。
- ・過年度からの推移をみると、保有台数は微増傾向となっています。

■自動車保有台数の推移

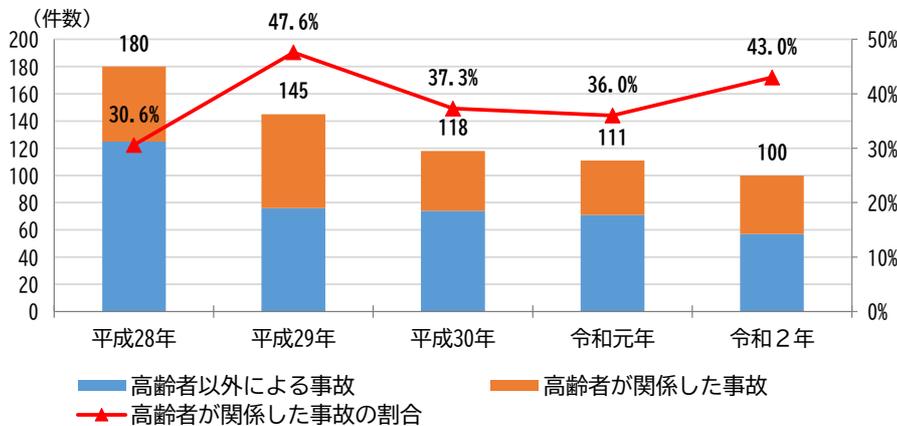


資料：令和2年度版統計ゆき
車両台数は、自動車台数と軽自動車台数の合計

(4) 交通事故件数

- ・市内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関係した事故件数の割合は高くなっています。

■交通事故件数の推移

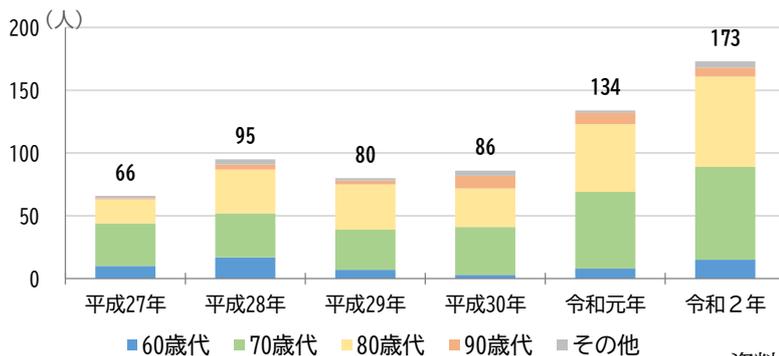


資料：茨城県警「事故分析だより 市町村別基礎資料」、「高齢者の交通事故統計」

(5) 運転免許証の返納者数

- ・運転免許証の返納者数は増加傾向にあり、70歳代と80歳代の返納者が多くなっています。

■運転免許証返納者数の推移



資料：結城市

2 上位・関連計画における公共交通の位置付け

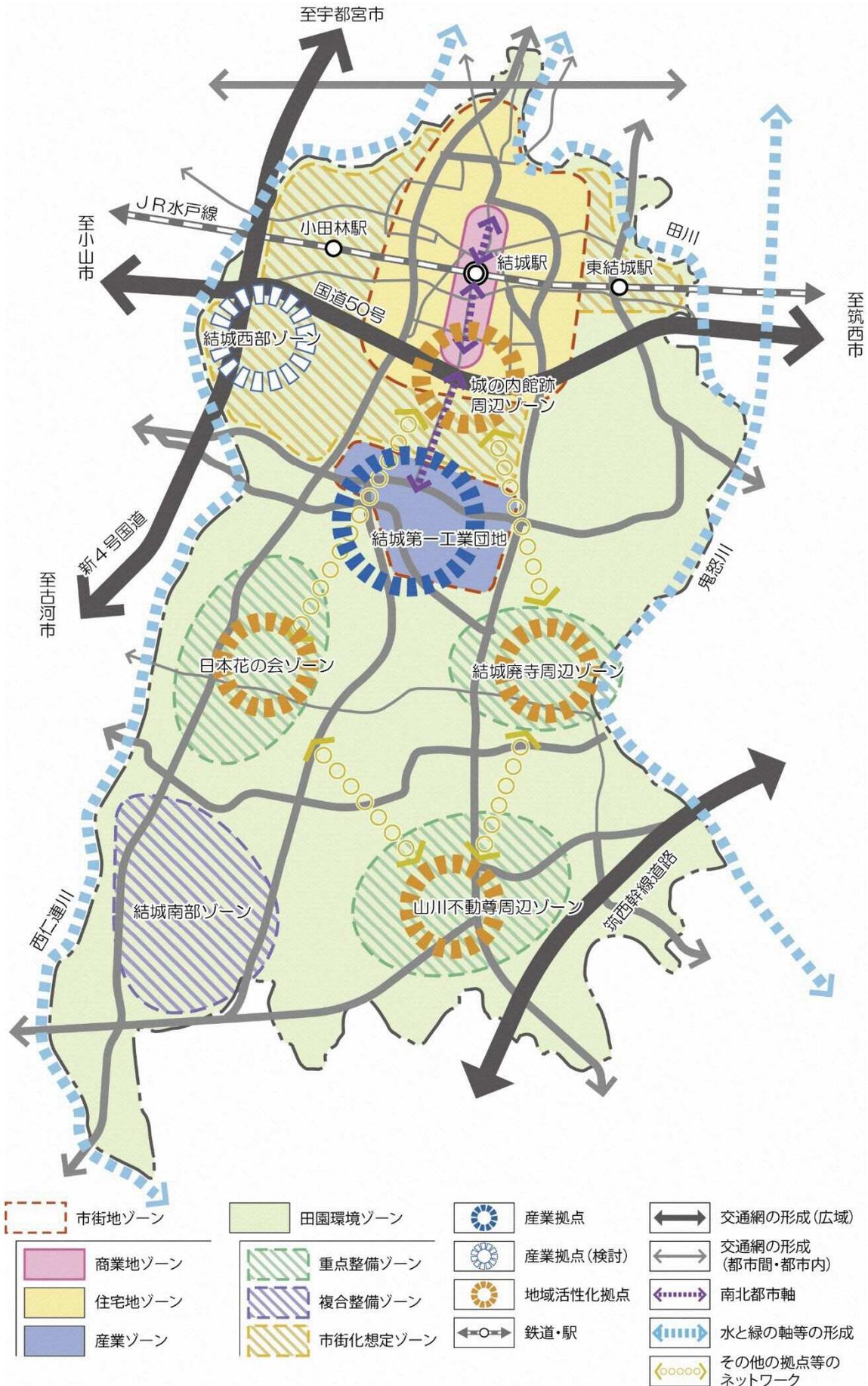
2 上位・関連計画における公共交通の位置付け

(1) 第6次結城市総合計画（令和3年3月策定）

計画期間	令和3年度～令和12年度
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 健幸で安全・安心に暮らせるまちづくり ● 地域資源を活用した魅力と活力あるまちづくり ● みんなの協働で未来を切り拓くまちづくり
将来都市像	みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城
基本目標	基本目標 1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 基本目標 2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう 基本目標 3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう 基本目標 4 未来を担う子どもと 生き生きした市民を育む地域を目指そう 基本目標 5 みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう
公共交通に関する事項	基本目標 2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう [基本施策] 快適で住みやすいまちづくり ■公共交通ネットワークの充実 ○市内巡回バス等を活用した利便性の高い公共交通網の整備推進や、多様な交通手段の確保など、公共交通ネットワークの充実を図る。 ・市内巡回バスの運行を継続しつつ、市民、来訪者等の利便性向上や周辺市町との広域公共交通ネットワークの形成 ・JR水戸線、路線バス、タクシー等の既存の公共交通機関の利用促進 ・市民が行う互助による輸送サービスへの支援、自転車を活用する多様な交通手段の連携など、新たな公共交通サービスを視野に入れた公共交通ネットワークの充実 ●重点事業 ○公共交通整備事業 ・市内巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保、公共交通網の検討

指標名	現状値(R1)	➤	目標値(R7)
年間利用者数	24,398 人	➤	32,190 人

■総合計画における都市空間整備構想図



(2) 第2期結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月策定）

計画期間	令和3年度～令和7年度
基本目標	<p>1 安定した雇用と地域労働力を『結ぶ』 ～安定した雇用と稼げる産業の創出～</p> <p>2 地域資源を活用して人の縁を『結ぶ』 ～リレーションシップ強化！新しい人の流れを作る～</p> <p>3 結婚・出産・子育てへといのちを『結ぶ』 ～若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える～</p> <p>4 地域ぐるみのまちづくりで地域と地域を『結ぶ』 ～時代に合った魅力的な地域づくりと地域間連携～</p>
公共交通に関する事項	<p>4 地域ぐるみのまちづくりで地域と地域を『結ぶ』 施策② 安全で住みやすさを実感できるまちづくり ・広域連携も視野に入れた公共交通システムのあり方を検討し、高齢化が進行する市民の移動手段の確保を見据えた交通対策を推進</p> <p>【重点事業】</p> <p>●公共交通整備事業 ・市内巡回バスの運行と公共交通ネットワークの充実</p>

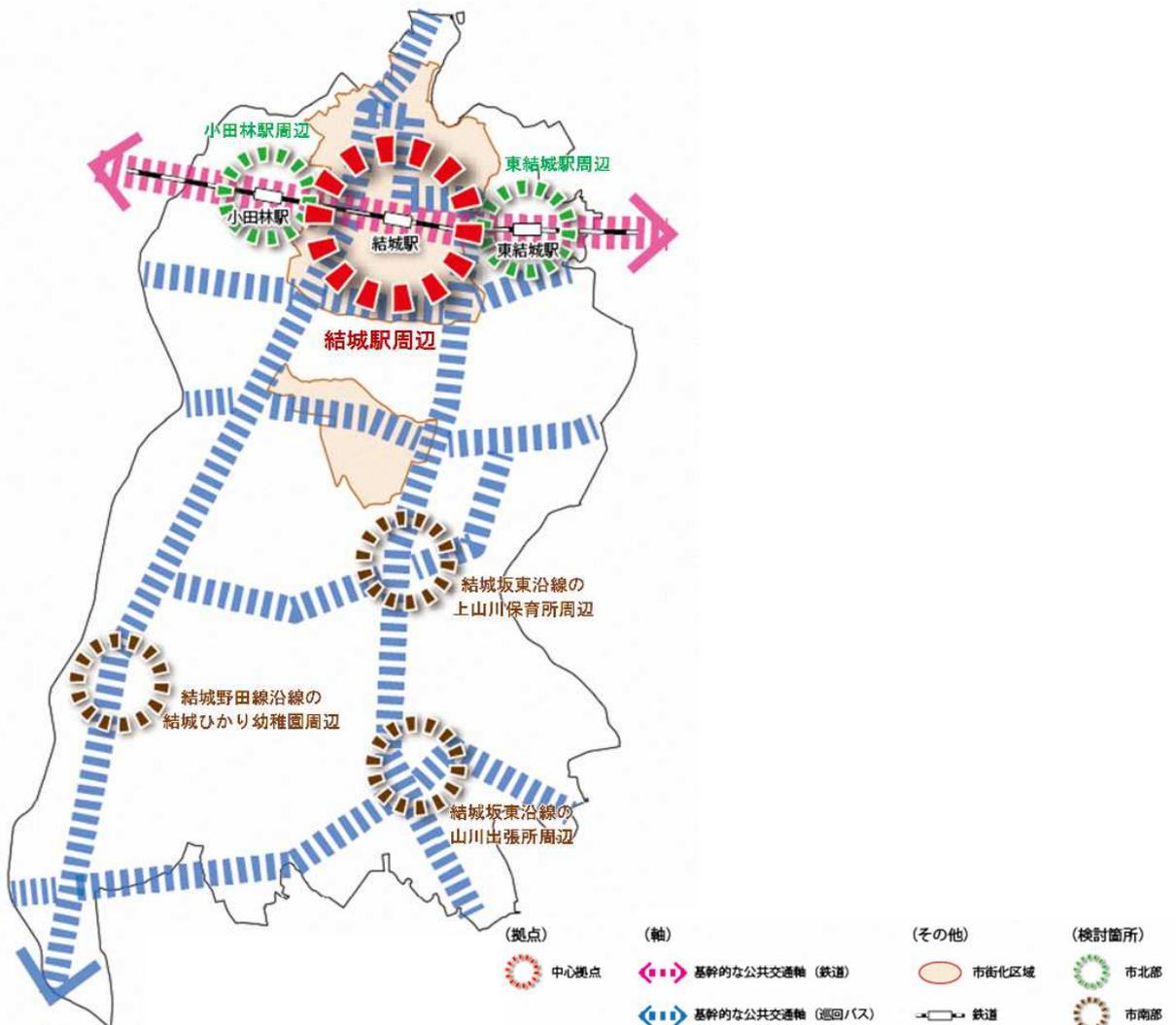
(3) 結城市都市計画マスタープラン（平成29年6月改定）

目標年次	令和7年
基本理念	<p>○快適で活力ある都市づくり</p> <p>○魅力と個性ある都市づくり</p> <p>○安全・安心な都市づくり</p> <p>○地域・協働の都市づくり</p>
将来都市像	誇れる歴史を大切に 安全・安心で魅力的な 生活の舞台づくり
公共交通に関する事項	<p>■公共交通ネットワークの形成方針</p> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車交通との機能分担に配慮した公共交通サービスの実現 ●交通バリアフリー化の推進による人にやさしい交通環境の整備 ●市内の円滑な移動を確保する多様な公共交通手段の提供 <p><公共交通ネットワークの形成方針></p> <p>(1) 市民の便利な移動を支える公共交通サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR水戸線の利便性の向上 ・多様な交通手段の提供 <p>(2) 安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化</p> <p>(3) 交通弱者に配慮した安全・安心な交通バリアフリー化の推進</p>

(4) 結城市立地適正化計画（策定中）※令和2年中間報告

計画期間	令和5年度～令和9年度予定
まちづくりの方針	便利で快適な都市の中で、安全・安心に暮らし続けることのできるまち ゆうき
計画の方針	<p>方針1：結城駅周辺の拠点性向上による魅力とにぎわいの創出</p> <p>方針2：多様な世代が暮らし続けられる安全・安心な住環境の形成</p> <p>方針3：市民の円滑な移動と交流を促す公共交通ネットワークの形成</p> <p>誘導方針3-1：拠点へのアクセス性の維持・向上 ……市内巡回バスのサービス（運行本数、路線網）水準を維持・向上させ、 拠点へのアクセスと鉄道利用の向上により、市民の快適な移動と交 流を促進</p> <p>誘導方針3-2：公共交通網の再編と新たな公共交通システムの導入検討 ……持続可能で安全性・利便性の高い移動環境の改善を図ることで、より 一層快適に移動できる環境の構築を推進</p>
公共交通に 関する事項	<p>■基幹的な公共交通軸の設定⇒JR水戸線及び市内</p> <p>○鉄道……サービス水準（輸送力の向上、円滑な乗り換え確保）の維持・充 実</p> <p>○バス網…市内巡回バスのサービス水準（運行本数、路線網）を維持・向上 させ、今後の更なる高齢者数の増加や交通不便地域の解消等に 対応した新たな交通システムの導入検討</p>

■立地適正化計画で目指すべき都市の骨格構造（案）



(5) 第8期結城市高齢者プラン 21 (令和3年3月策定)

計画期間	令和3年度～令和5年度
基本理念	心と心で織りなす ふれあいのまち 結城
基本目標	基本目標1：いつまでも安心して暮らせる地域づくり 基本目標2：すこやかな生活と生きがいづくり 基本目標3：介護サービスの充実
公共交通に関する事項 (基本目標)	<p>■基本目標1：いつまでも安心して暮らせる地域づくり</p> <p>《基本施策》安全・安心な環境づくりの推進</p> <p>(1) 生活環境の整備</p> <p>③高齢者の外出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内巡回バスの充実とバスを利用できない方の移動手段の確保、広域的な公共交通の在り方について公共交通会議の中で総合的に検討

(6) 結城市商業観光振興計画 (平成31年3月策定)

計画期間	令和元年度～令和6年度
基本理念	『観光で稼げる』 新・観光都市ゆうき 観光倍増計画
基本目標	基本目標1：観光客数の倍増を目指そう 基本目標2：観光向け店舗・施設の倍増を目指そう 基本目標3：観光客の滞在時間(単価)の倍増を目指そう 基本目標4：観光客の受け皿の倍増を目指そう
公共交通に関する事項	<p>基本目標3：観光客の滞在時間(単価)の倍増を目指そう</p> <p>○事業例：二次交通の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内巡回バスや観光タクシー等の二次交通の充実を検討

(7) 筑西地方拠点都市地域基本計画 (平成8年3月承認、令和2年6月変更)

筑西地方拠点都市地域整備推進協議会 (結城市・筑西市・桜川市)

計画期間	令和2年から概ね10年間
将来像	活力に満ちた首都圏の生活・文化・産業新拠点
整備方針	<p>ア 高次都市機能の集積化と多様な都市的サービスの提供</p> <p>イ 産業の振興と多様な就業機会の提供</p> <p>ウ 豊かさが実感できる生活・居住環境の提供</p> <p>エ 地域の骨格道路など交通体系の整備・充実</p> <p>オ 人材育成機能の強化</p>
地方拠点都市地域での機能分担	中心都市として、筑西市との連携を強化しつつ、主に交通の要衝という優位な条件を活かした流通業務機能と、歴史的・文化的蓄積を効果的に活用しつつ文化・交通機能を担う。
公共交通に関する事項	<p>○地域の発展基盤としての交通体系の整備のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR水戸線の整備促進や、JR小山駅における新幹線との接続利便性の向上等、利用者の利便性の向上と輸送力増強対策の働きかけ

(8) 第2期小山地区定住自立圏共生ビジョン（令和3年3月策定、小山市）

計画期間	令和3年度～令和7年度								
構成市町	小山市、下野市、野木町、結城市の3市1町								
将来像	豊かな自然・歴史・文化・産業とともに つながり支え合う 安全・安心 定住自立圏								
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな地域資源（自然・歴史・文化）を生かした魅力溢れる「まち」 ●充実した地域医療体制に守られた健康で安全・安心な「暮らし」 ●利便性の高い立地条件を生かして呼び込む活力ある「ひと・産業」 								
公共交通に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●充実した地域医療体制に守られた健康で安全・安心な「暮らし」 <p>2. 結びつきやネットワークの強化</p> <p>A. 地域公共交通の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線の検討やダイヤの連携強化、運行方法の調整等について検討 <p>■成果指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">目指すべき成果</th> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 20%;">現状値 [R 2 (2020)]</th> <th style="width: 20%;">目標値 [R 7 (2025)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域住民の利便性 向上</td> <td>バス交通の連携停留所数</td> <td style="text-align: center;">1カ所</td> <td style="text-align: center;">▶ 5カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対応する事業】コミュニティバス、デマンド交通の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携市町の役割分担……公共交通等の相互連携検討 	目指すべき成果	指標名	現状値 [R 2 (2020)]	目標値 [R 7 (2025)]	圏域住民の利便性 向上	バス交通の連携停留所数	1カ所	▶ 5カ所
目指すべき成果	指標名	現状値 [R 2 (2020)]	目標値 [R 7 (2025)]						
圏域住民の利便性 向上	バス交通の連携停留所数	1カ所	▶ 5カ所						

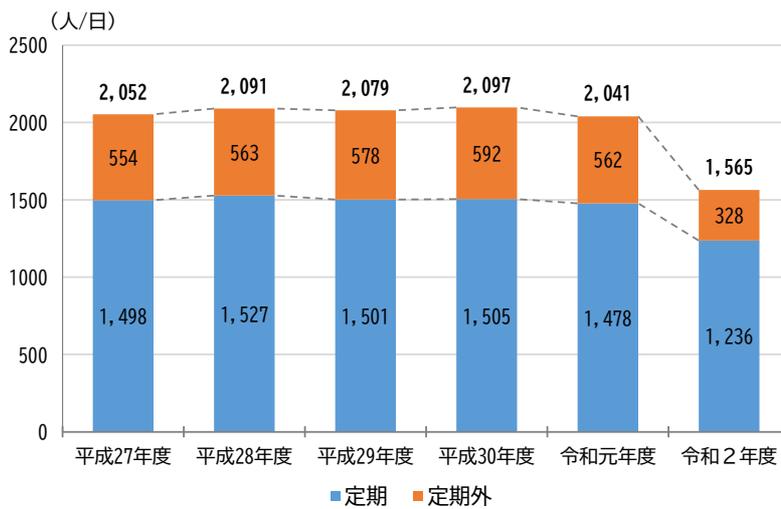
3 公共交通の現状

3 公共交通の現状

3-1 鉄道

- ・市北部を東西にJR水戸線が通り、3つの駅があります。結城駅以外は無人駅となっています。
- ・結城駅の令和2年度の1日あたり平均乗車人員は1,565人です。
- ・結城駅の平均乗車人員は、平成27年度からほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は減少しています。

■結城駅の1日あたり平均乗車人員の推移



資料：JR東日本

3-2 路線バス

- ・市南部から古河駅へ向かう路線バスが1路線運行しています。バス停は4か所あります。
(市内のバス停：下七五三場、七五三場、南茂呂、北茂呂車庫)

■路線バスの運行概要

バス事業者	運行区間	運行本数	
		平日	休日
茨城急行自動車(株)	北茂呂車庫～古河駅東口	2本	3本
	古河駅東口～北茂呂車庫	2本	3本

資料：茨城急行自動車(株)、運行本数は令和3年10月1日現在

3-3 市内巡回バス

(1) 市内巡回バスの運行概要

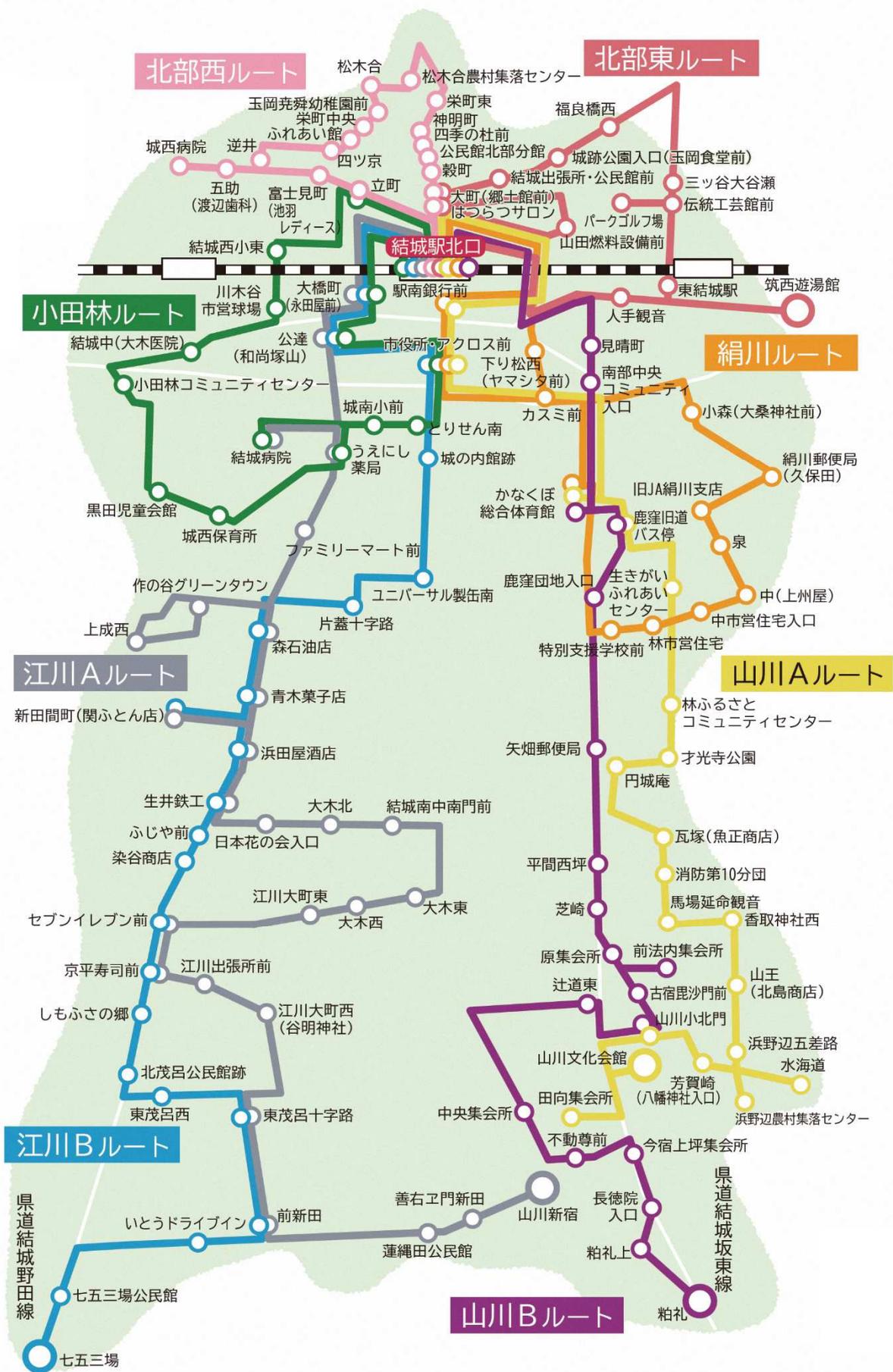
- ・市内巡回バスは、市民の公共的交通手段を確保し、地域住民の日常生活の利便性と住民福祉の向上を図るため、平成16年5月から2台体制により運行を開始しました。その後、平成28年1月に1台増車し、現在は3台体制で運行しています。
- ・現在は、市街地を巡回する循環線が4ルート、市街地と郊外を結ぶ路線が4ルートの計8ルートを運行しています。いずれのルートも結城駅を起終点としています。
- ・運行日は月曜日～土曜日で、運賃は無料です。
- ・令和2年10月からは、更なる安全性の確保や、車両整備管理者及び乗務員確保のため、民間事業者に運行管理を委託し、同時に土曜日の運行を開始しました。

■市内巡回バスの運行概要 ※令和4年3月現在

運行ルート ・便数			運行日	便数	運行ルート（主な経由地）
	市街地循環	北部東ルート	月～土	8便	結城駅⇒東結城駅⇒筑西遊湯館⇒結城駅
北部西ルート		月～土	6便	結城駅⇒四季の杜前⇒城西病院⇒結城駅	
絹川ルート		月～土	5便	結城駅⇒カスミ前⇒特別支援学校前⇒結城駅	
小田林ルート		火・金・土	4便	結城駅⇒結城中⇒結城病院⇒結城駅	
市街地 ⇕ 郊外	江川Aルート	月・水・木	上下各4便	山川新宿⇔作の谷経由⇔結城駅	
	江川Bルート	火・金・土	上下各4便	七五三場⇔工業団地経由⇔結城駅	
	山川Aルート	月・水・木	上下各4便	山川文化会館⇔市役所経由⇔結城駅	
	山川Bルート	火・金・土	上下各4便	粕札⇔見晴町経由⇔結城駅	
運行日	月曜日～土曜日 ※運休日（日曜日、祝日、8/13～16、12/29～1/3）				
運行時間	午前7時30分～午後6時35分				
車両	3台：キャブオーバー（乗車定員13人） 2台 ステーションワゴン（乗車定員9人） 1台				
運賃	無料				
運行事業者	城南タクシー(株)に運行管理を委託				



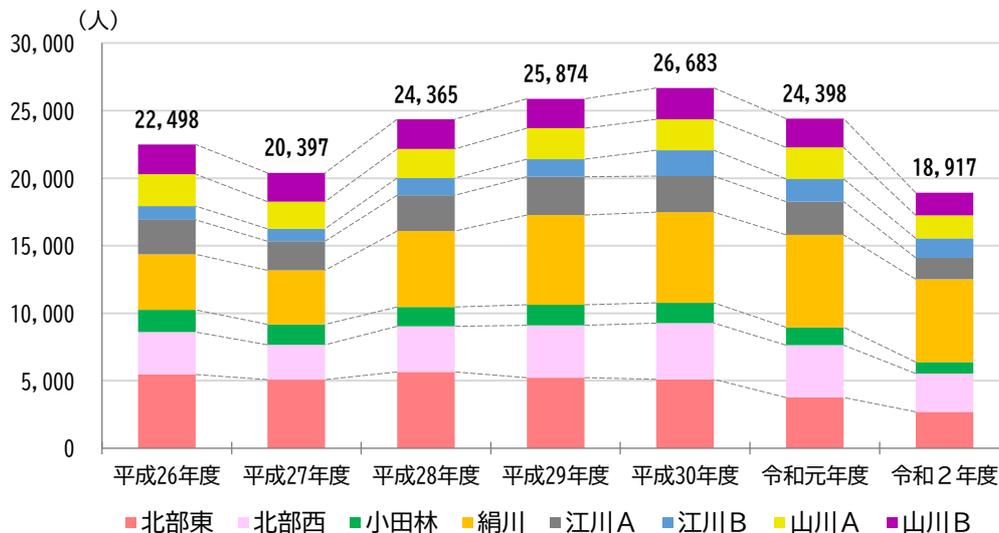
■市内巡回バスルート（令和4年3月現在）



(2) 市内巡回バスの利用状況

- ・令和2年度の利用者数は18,917人となっています。平成30年度までは増加傾向となっていました。令和元年度以降は新型コロナウイルスの影響により、減少傾向となっています。(R2利用者数/H30利用者数=0.709)
- ・利用者数が多いルートは、結城駅からカスミ前や特別支援学校前等を巡回する絹川ルートです。

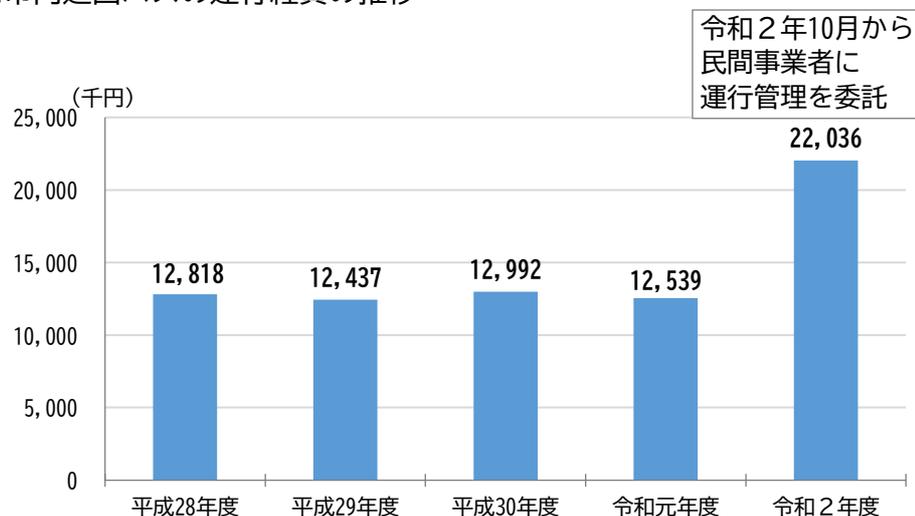
■市内巡回バスの利用者数の推移



(3) 市内巡回バスの運行経費

- ・令和2年9月までは、シルバー人材センターからの派遣によるドライバーで運行し、年間運行経費は12,500千円～13,000千円で推移していました。
- ・令和2年10月からは、民間事業者へ運行管理を委託したことにより、令和2年度の運行経費は22,036千円となり、これまでの運行経費の約1.8倍となっています。

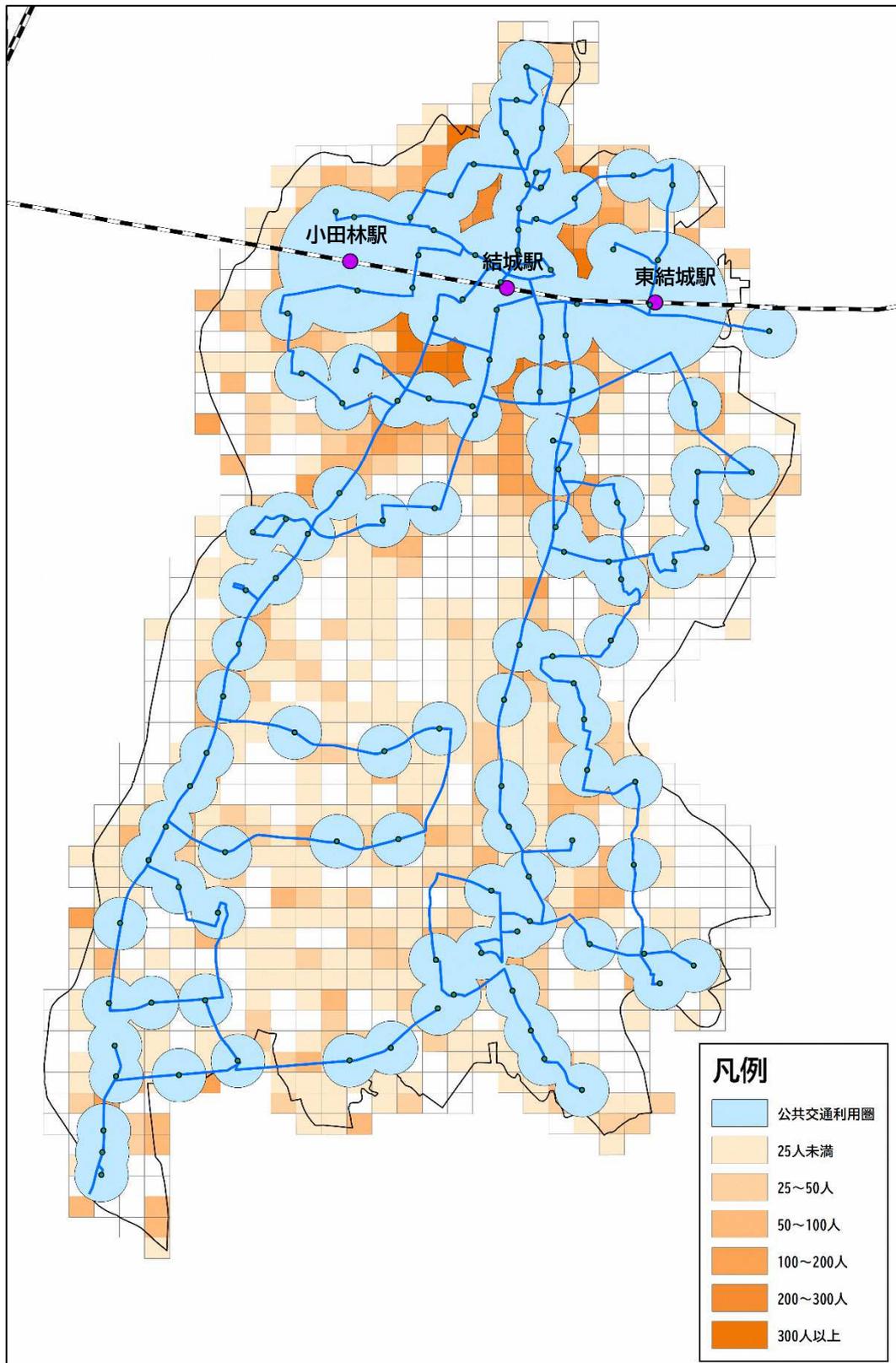
■市内巡回バスの運行経費の推移



3-4 公共交通空白地域の状況

- ・ JR水戸線の駅利用圏により、市北部は公共交通利用圏内となっているものの、駅から離れた一部のエリアには公共交通空白地域が見られます。
- ・ 市の中央部や南部では、比較的住宅が集積したエリアを中心にバス停を設置し、エリア全体をカバーするよう路線が設定されていますが、一部の区間ではバス停の間隔が広がっているため、公共交通空白地域が見られます。

■公共交通利用圏域（鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m以内）



3-5 その他の移動サービス

(1) タクシー

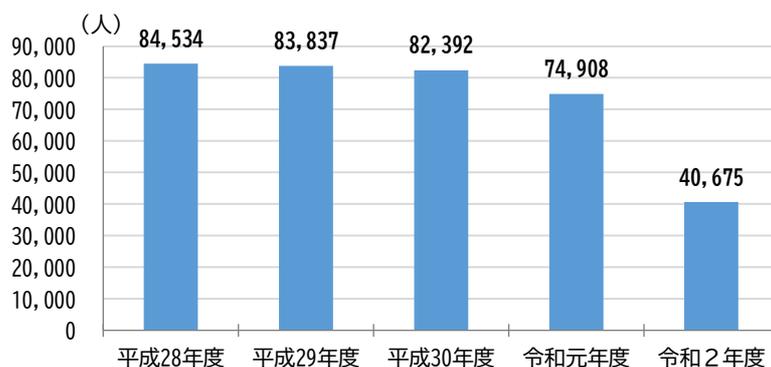
- ・市内には、タクシー事業者が2社あります。
 - ・タクシーの利用者数は、微減傾向となっていましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の利用者数は、大幅に減少しています。
 - ・タクシーの利用が多い時間帯と利用目的は、以下のようになっています。
 - 朝・夕時間帯：工業団地への通勤利用・工業団地からの帰宅利用が多い
 - 午前中：病院への通院利用が多い
- (タクシー事業者ヒアリング結果)

■市内を運行するタクシー事業者

会社名	タクシー台数
城南タクシー株式会社	9台
結城合同タクシー有限会社	12台

資料：タクシー事業者ヒアリング結果

■タクシーの利用者数の推移



資料：タクシー事業者ヒアリング結果

(2) 医療機関による送迎サービス

- ・城西病院及び結城病院では、無料送迎バスを運行しています。

■医療機関による無料送迎バスの運行内容

病院名	運行内容
城西病院	3コース運行 ○富士見ニュータウン方面 ○福良方面 ○鹿窪・矢畑・林方面
結城病院	・送りのみ運行 ・市内の公共施設等まで送迎 ・運行時刻 ○平日：10時、11時、12時、15時、16時 ○土曜日：10時、11時、12時

資料：各医療機関のホームページ

3-6 近隣市の公共交通の状況

近隣市における公共交通の状況は、以下のとおりです。

(1) 筑西市バス

- ・隣接する筑西市では、「筑西市バス」が4ルート運行されています。
- ・4ルートのうち、「筑西市地域内運行バス」及び「筑西・下妻広域連携バス」は、市内の鬼怒商業高校付近を經由しています。

■「筑西市地域内運行バス」及び「筑西・下妻広域連携バス」の運行内容

ルート	運行区間	運行本数	運賃
筑西市地域内運行バス	下館駅⇨西部メディカルセンター ⇨玉戸駅⇨筑西遊湯館	平日：上下 各7便 休日：上下 各6便	200円
筑西・下妻広域連携バス	川島駅⇨鬼怒商業高校⇨筑西遊湯館 ⇨関城支所⇨ピアパークしもつま⇨下妻駅	平日：上下 各6便 休日：上下 各6便	200円

※「筑西市地域内運行バス」については、令和4年3月現在、路線の再編を検討中。

筑西市公共交通マップ
クルマとせとせ 公共交通
 公共交通マップに関するお問い合わせ
 筑西市の観光情報に関するお問い合わせ
 運行に関するお問い合わせ
 関城バールバス車 下妻本社営業所 ☎0296-30-5071

わたしの時刻表

行きたい場所	乗り物	乗るごとの	降りるごとの	乗り物	乗るごとの	降りるごとの
明 西野メディカルセンター	のりくん	... 真実...	筑西遊湯館	西野バス	筑西遊湯館	関城支所

筑西市地域内運行バス
 筑西市の観光情報に関するお問い合わせ
 運行に関するお問い合わせ
 関城バールバス車 下妻本社営業所 ☎0296-30-5071

筑西・下妻広域連携バス
 筑西市観光協会HP
 筑西市観光協会HP

各鉄道ホームページ
 筑西線 常磐線 常陸線 常陸大宮線
 水戸線 常陸大宮線 常陸大宮線
 常陸大宮線 常陸大宮線 常陸大宮線

コミュニティサイクル
 電話予約 常磐線 常陸線 常陸大宮線
 60分/15分 (12時間以上は500円)
 利用方法
 ①利用登録 ②自転車の予約 ③利用開始

筑西市バス情報
 1乗車 均一 200円
 (小学生の半額、小学生未満、中学生未満は無料)
 Suica・PASMOなどの交通系ICカードが使用できます。
 定期券 (往復) 7,200円 20,200円
 通学定期 (往復) 6,000円 12,000円 17,100円
 定期券の購入 通勤・通学に定期券をご利用ください。
 定期券の種類/月額 1か月 2か月 3か月
 通勤定期 (往復) 7,200円 20,200円
 通学定期 (往復) 6,000円 12,000円 17,100円
 定期券の購入方法
 ① 定期券の購入方法
 ② 定期券の購入方法
 ③ 定期券の購入方法

タクシー会社一覧
 免許証前向き事業者 (50名)
 A 筑西のタクシー TEL: 0120-17-8180
 B 筑西のタクシー TEL: 0120-71-0221
 C 筑西のタクシー TEL: 0120-24-2151
 D 筑西のタクシー TEL: 0120-28-0702
 E 筑西のタクシー TEL: 0296-24-1211
 F 筑西のタクシー TEL: 0296-24-1234
 G 筑西のタクシー TEL: 0296-25-0337
 H 筑西のタクシー TEL: 0120-00-0136

運転免許自主返納について
 運転免許を自主的に返納された方へ
 「タクシー乗車」にバス乗車と同様の運賃が適用されます。
 ※自主返納日の1年以内の乗車に限り、文
 字1人1回にのみ適用されます。

資料：筑西市公共交通マップ（筑西市）に加筆

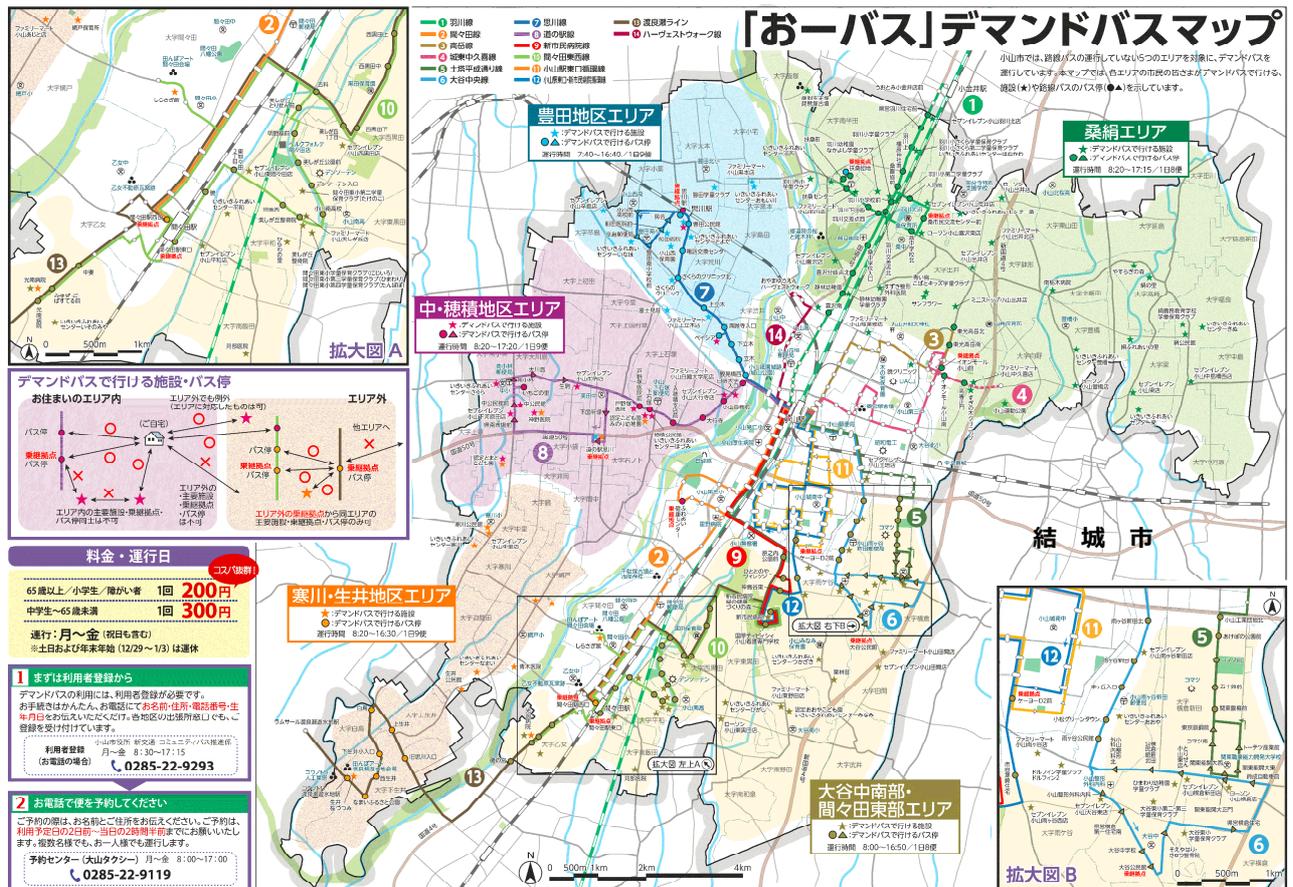
(2) 小山市デマンドバス

- ・隣接する小山市では、郊外の5つのエリアにおいて、デマンドバスが運行されています。
- ・5つのエリアのうち、「桑・絹地区エリア」のデマンドバスについて、結城市内への乗り入れが検討されています。

※小山市デマンドバス……利用者の予約により区域内を運行する予約制のバス

■「桑・絹地区エリア」のデマンドバスの運行概要

利用対象者	桑・絹地区の居住者や企業・施設等の方
運行区域	下図参照
運行方法	自宅とエリア内の主要施設・乗継拠点・バス停まで運行
運行日	祝日を含む月曜日～金曜日（土日及び年末年始（12/29～1/3）は運休）
運行便数	桑方面、絹方面 各8便
運賃	300円（小学生・65歳以上は200円） 小学生未満は、小学生以上1人につき2人まで無料
予約方法	・電話で予約 ・予約可能期間：利用予定日の2日前から当日2時間30分前まで ・受付時間：月曜日～金曜日の8～17時まで
運行車両	ワゴンタイプ、セダンタイプ
運行事業者	大山タクシー(株)



資料：「おーバス」デマンドバスマップ（小山市）に加筆

4 アンケート調査からみた公共交通ニーズ

4 アンケート調査からみた公共交通ニーズ

4-1 地域住民アンケート（平成30年度実施）

■調査実施概要

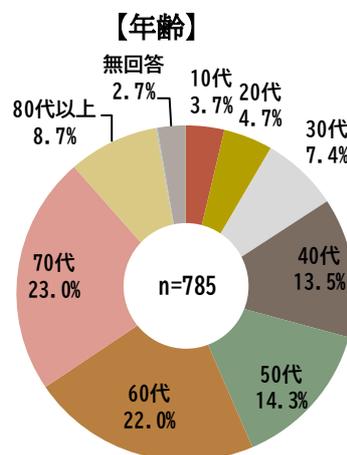
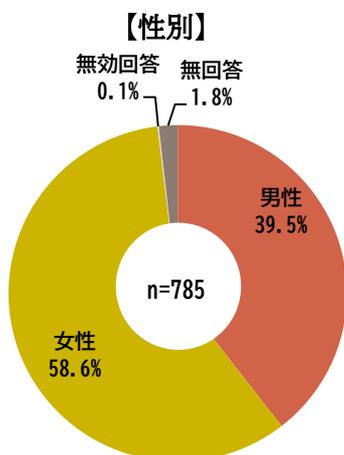
対象者	市内に居住する15歳（高校生）以上の市民 2,000人 調査対象者は、住民基本台帳より無作為に抽出	
調査方法	郵送配布・郵送回収	
実施時期	平成30年12月1日～平成30年12月17日	
回収結果	785票（39.3%）	
調査項目	日常生活の外出状況	○通勤・通学、買物、通院などの日常生活での移動実態（目的地、頻度、時間帯、移動手段など）
	クルマの利用状況	○クルマの運転状況 ○クルマの利用目的 ○クルマの運転が困難になった時の移動手段
	市内巡回バスの利用状況	○市内巡回バス利用の有無 ○市内巡回バスを利用する理由、利用しない理由 ○有料化に対する意見
	公共交通の今後のあり方	○市内及び市外に外出する際に望んでいる公共交通のあり方
	回答者の属性	○性別、年代、職業 ○居住地 ○バス停までの歩行可能距離（時間） ○免許の有無

※以下、アンケートの集計結果の抜粋

(1) 回答者の属性

- ・回答者の性別は、女性の回答数がやや多くなっています。
- ・年齢別は、70代以上の割合が約3割、60代以上を含めると約5割を占め、高齢者の回答が多くなっています。

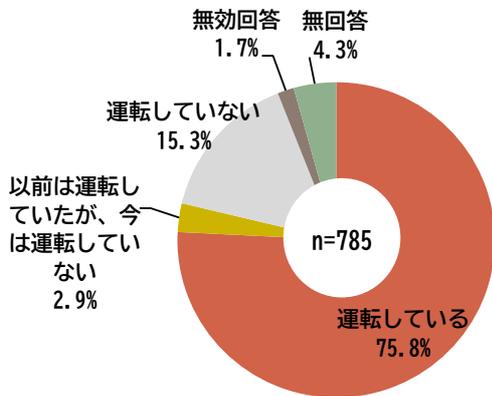
■回答者の属性



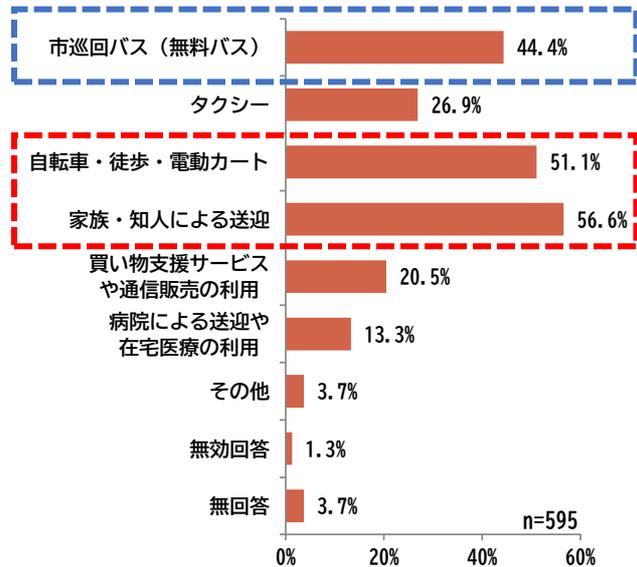
(2) 車の利用について

- ・回答者の約8割が、車を運転しています。
- ・車を運転している人のうち、「クルマを運転するのが困難となった場合の移動手段」として、「家族・知人による送迎」及び「自転車・徒歩・電動カート」が5割以上となっています。また、「市巡回バス」の回答も44.4%となっています。

■車の運転の有無



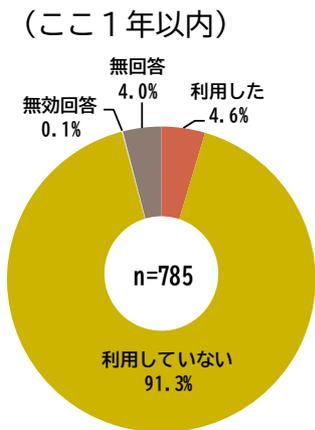
■クルマを運転するのが困難となった場合の移動手段 (複数回答)



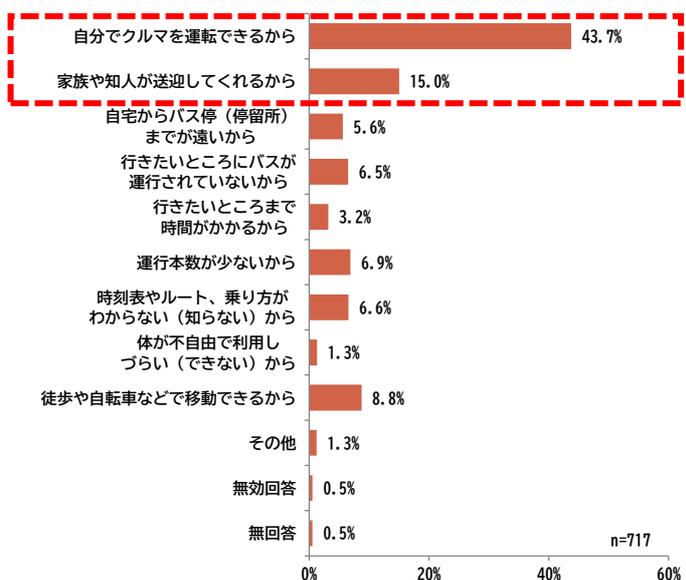
(3) 市内巡回バスの利用について

- ・回答者の約9割が、市内巡回バスを「利用していない」と回答しています。
- ・利用しなかった理由として、「自分でクルマを運転できるから」が43.7%と最も多く、次いで「家族や知人が送迎してくれるから」が15.0%となっており、自動車の利用による理由が高くなっています。

■市内巡回バスの利用の有無 (ここ1年以内)



■市内巡回バスを利用しなかった理由 (複数回答)

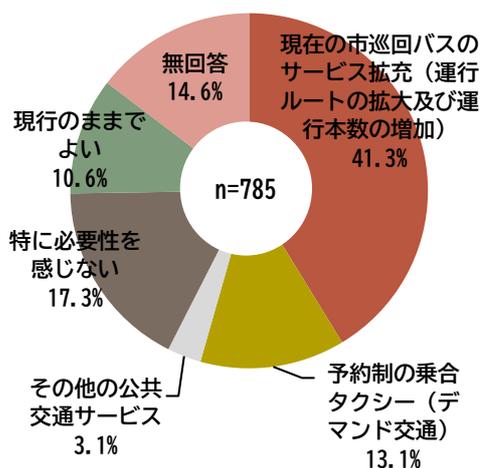


(4) 公共交通の今後のあり方について

①結城市内への外出時において望む公共交通サービス

- ・市内へ外出する際の公共交通サービスについて、「現状のままでよい」という回答は、1割程度にとどまっています。
- ・回答者の約4割が「現在の市巡回バスのサービス拡充」を求めています。
- ・「予約制の乗合タクシー」や「その他の公共交通サービス」のように新たな公共交通サービスを求める意見もあります。

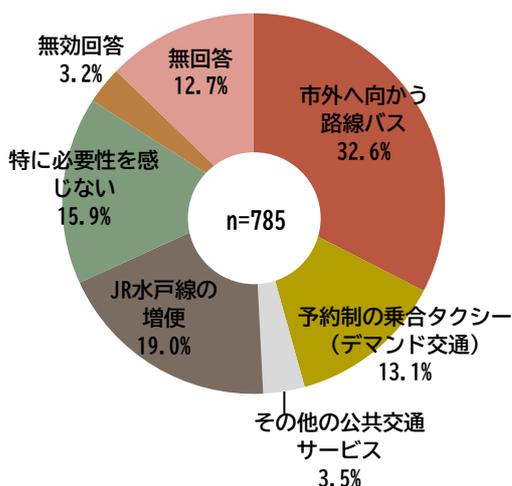
■結城市内へ外出する際に、あれば便利な公共交通



②結城市外への外出時において望む公共交通サービス

- ・市外へ外出する際に望む公共交通サービスとして、「市外へ向かう路線バス」が32.6%と最も多く、次いで、「JR水戸線の増便」が19.0%となっています。

■結城市外へ外出する際に、あれば便利な公共交通



4-2 市内巡回バス利用者アンケート（平成30年度実施）

■調査実施概要

対象者	市内巡回バス全8路線の利用者									
調査方法	市内巡回バス利用者に対して、車内での聴き取り									
実施時期	平成31年1月15日～平成31年1月22日									
回収結果	102票									
調査項目	<table border="1"> <tr> <td>利用状況</td> <td>○利用するルート、区間、時間 ○利用曜日 ○利用目的 ○利用頻度 ○利用した理由</td> </tr> <tr> <td>問題・課題</td> <td>○課題・要望</td> </tr> <tr> <td>今後の運行形態</td> <td>○有料化 ○運賃</td> </tr> <tr> <td>回答者の属性</td> <td>○性別、年代、職業 ○居住地 ○免許の有無</td> </tr> </table>	利用状況	○利用するルート、区間、時間 ○利用曜日 ○利用目的 ○利用頻度 ○利用した理由	問題・課題	○課題・要望	今後の運行形態	○有料化 ○運賃	回答者の属性	○性別、年代、職業 ○居住地 ○免許の有無	
利用状況	○利用するルート、区間、時間 ○利用曜日 ○利用目的 ○利用頻度 ○利用した理由									
問題・課題	○課題・要望									
今後の運行形態	○有料化 ○運賃									
回答者の属性	○性別、年代、職業 ○居住地 ○免許の有無									

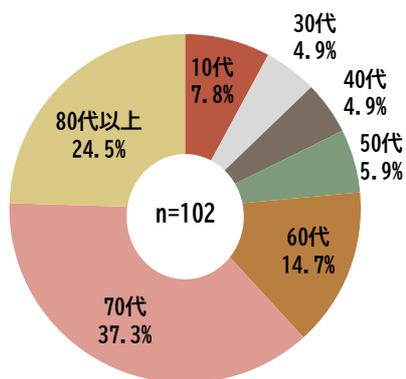
※以下、アンケートの集計結果の抜粋

(1) 回答者の属性

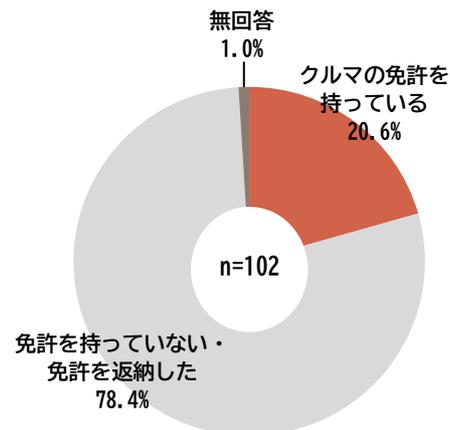
- ・年齢別では、60代以上が約8割を占めています。
- ・クルマの免許を持っていない人の割合が約8割となっており、クルマを運転しない人の日常的な移動手段となっています。

■回答者の属性

【年齢】



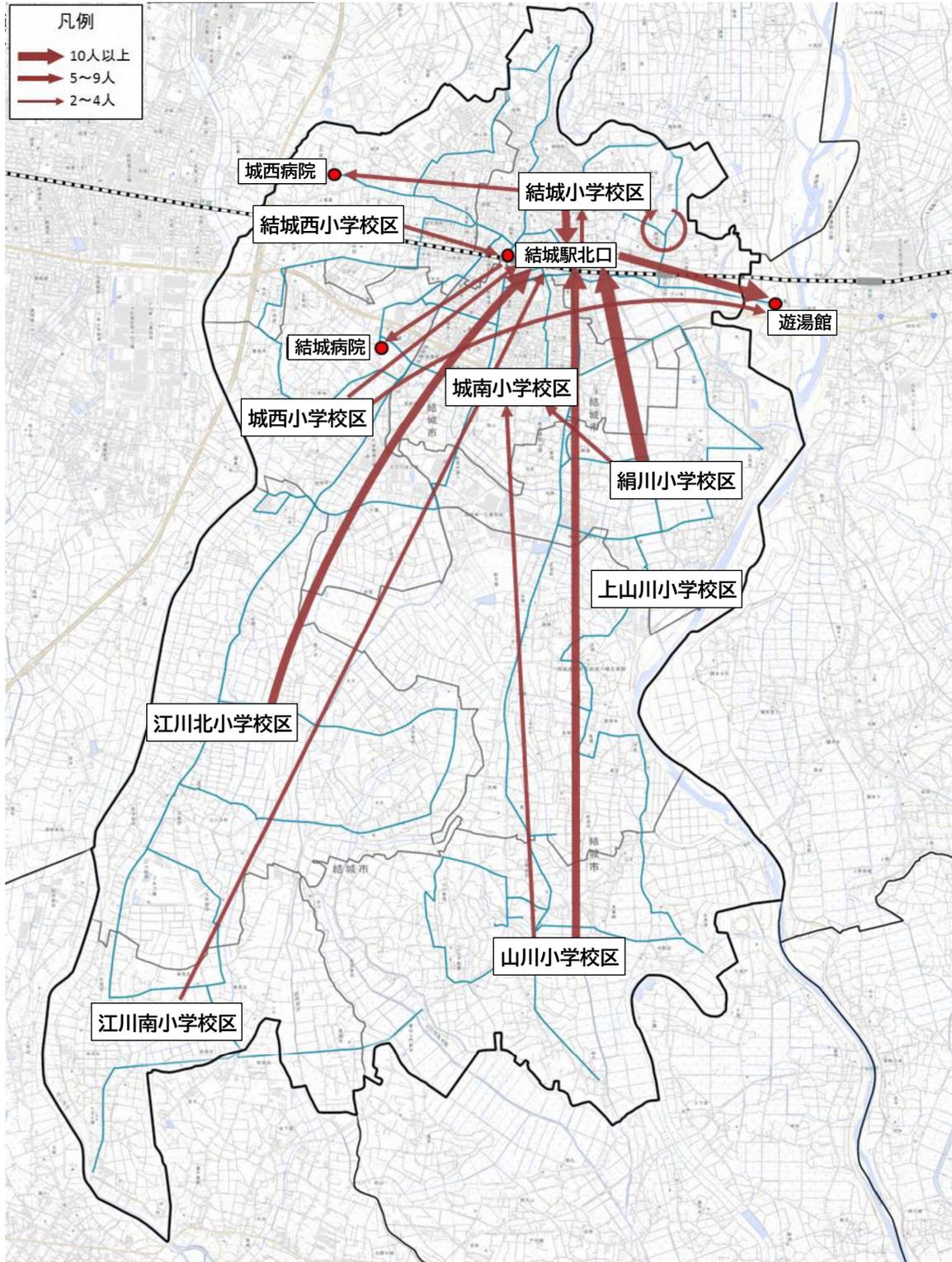
【免許の有無】

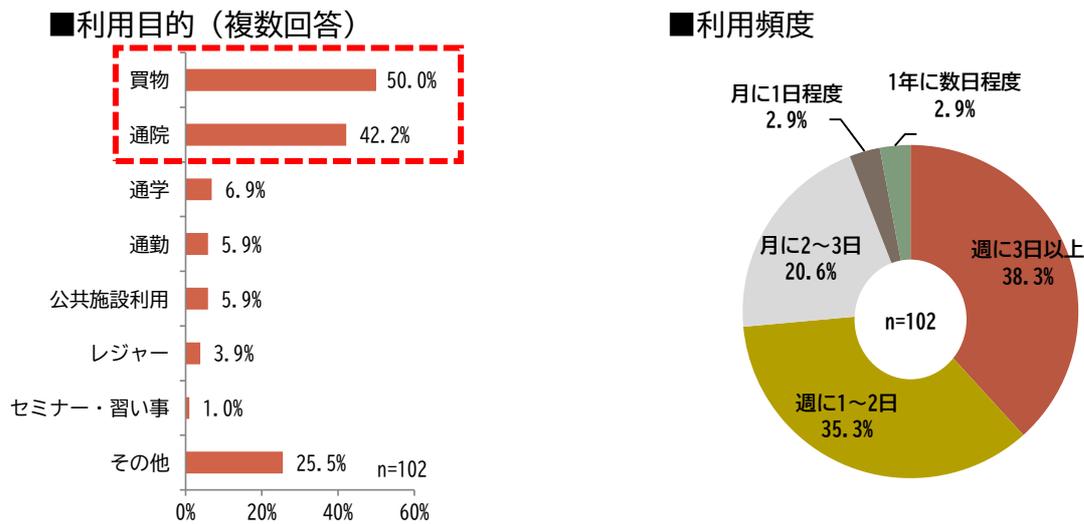


(2) アンケートからみた市内巡回バスの利用状況

- ・ 行きの利用区間としては、結城駅への利用が多くなっています。また、結城駅から筑西遊湯館の利用も多くなっています。
- ・ 帰りの利用区間は、行きとは反対に、結城駅からの利用が多くなっています。
- ・ 利用目的としては、「買物」、「通院」が多くなっています。
- ・ 利用頻度は、週に1回以上利用している人の割合が約7割となっています。

■市内巡回バスを利用する区間（行き）

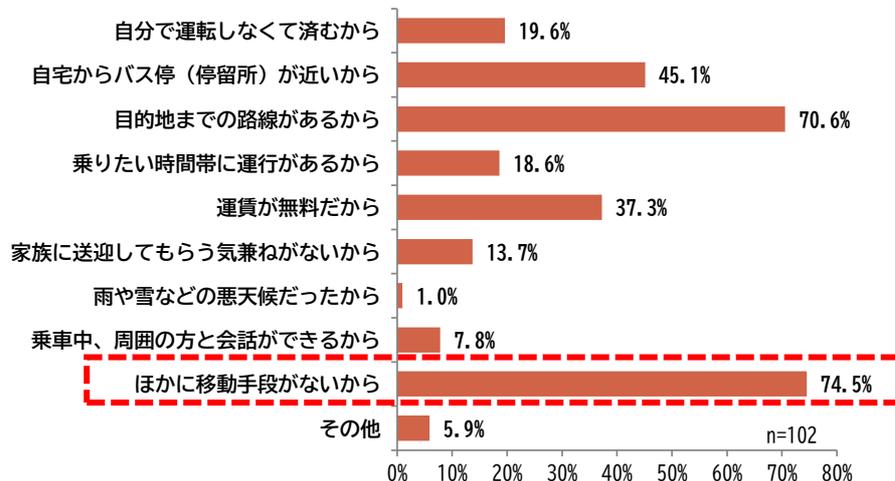




(3) 市内巡回バスを利用した理由

・市内巡回バスを利用した理由は、「ほかに移動手段がないから」が74.5%と最も多く、市内巡回バスが日常的な移動手段として重要な役割を果たしています。

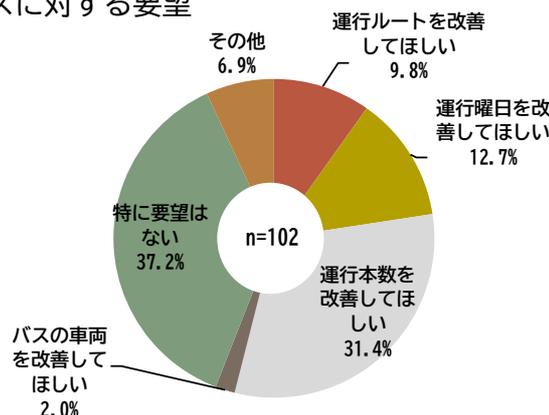
■市内巡回バスを利用した理由 (複数回答)



(4) 市内巡回バスに対する要望

・約6割の回答者が、市内巡回バスの改善を要望しています。
 ・要望として多い意見は、「運行本数の改善」となっており、回答者の約3割となっています。特に、絹川、小田林、江川Aルートが増便の要望が多くなっています。
 ・他の要望としては、以下の意見が多くなっています。
 ○運行日 ……祝日を含めた休日運行
 ○運行ルート…市街地循環ルートの双方向運行、バス停の位置に関する要望

■市内巡回バスに対する要望



5 公共交通を取り巻く課題

5 公共交通を取り巻く課題

■結城市の現状

- 人口減少及び高齢化の進行
- 高齢単身世帯の急増（直近10年間で約2倍増加）
- 主要施設は、結城駅を中心に市北部に集積
- 通勤通学における市外への流動
- 自動車保有台数の微増
- 運転免許証返納者の増加

■上位・関連計画

- 交通弱者等の交通手段の確保
- 市民の便利な移動を支える公共交通サービスの向上
- 円滑な移動と交流を促す公共交通ネットワークの形成
- 高齢者の外出支援としての移動手段の確保
- 観光振興のための二次交通の充実

■公共交通の現状

- 新型コロナウイルスの影響による利用者の減少
- 市外へ向かう路線バスの運行エリアは、市南部の一部のみ
- 市内巡回バスの月曜日～土曜日運行、民間事業者への運行管理委託による運行経費の増大
- 市南部を中心に散在する公共交通空白地域
- 城西病院・結城病院による無料送迎バスの運行

■アンケート調査による公共交通ニーズ

- 市内巡回バスの利用割合は約1割
- 市内巡回バスを利用した理由で多い意見は、「ほかに移動手段がないから」が74.5%
- 運行本数の増便等、市内巡回バスのサービス拡充を望む多くの意見
 - …地域住民アンケート：回答者の約4割
 - 市内巡回バス利用者アンケート：回答者の約6割
- 市外への移動において望む公共交通サービスとして多いものは、市外への路線バス、JR水戸線の増便

【結城市における公共交通の課題】

課題1：市内巡回バス及びタクシー等による市内移動を支える交通手段の強化

⇒結城駅や商業施設・病院等の主要施設へアクセスしやすい環境を確保するため、地域の公共交通サービスを最大限活用し、交通手段の強化を図る必要があります。

課題2：高齢者等の交通弱者の移動手段の確保

⇒自宅からバス停まで行くことができない、市内巡回バスを利用できない高齢者等の移動手段を確保する必要があります。

課題3：市内巡回バスの利便性の向上と安全かつ効率的な運行

⇒市内巡回バス利用者からの改善要望などを考慮し、更なる利便性の向上を図る必要があります。

課題4：周辺市と連携した広域移動への対応

⇒通勤通学をはじめとした市外への移動ニーズに対応するため、周辺市と連携し、広域移動について検討していく必要があります。

課題5：公共交通への関心の醸成と利用しやすい公共交通の実現

⇒市内巡回バスは市民誰もが利用できるバスであることを認識してもらうとともに、公共交通への関心を促し、積極的な利用を促進していく必要があります。また、公共交通に関する情報提供やバスの待合環境の充実を図る必要があります。

課題6：まちづくり・観光・福祉との連携

⇒公共交通ネットワークの強化や利便性向上を図り、まちの活性化や観光振興、福祉支援に寄与していく必要があります。

6 目指す将来像、基本方針、計画目標等

6 目指す将来像、基本方針、計画目標等

6-1 目指す将来像

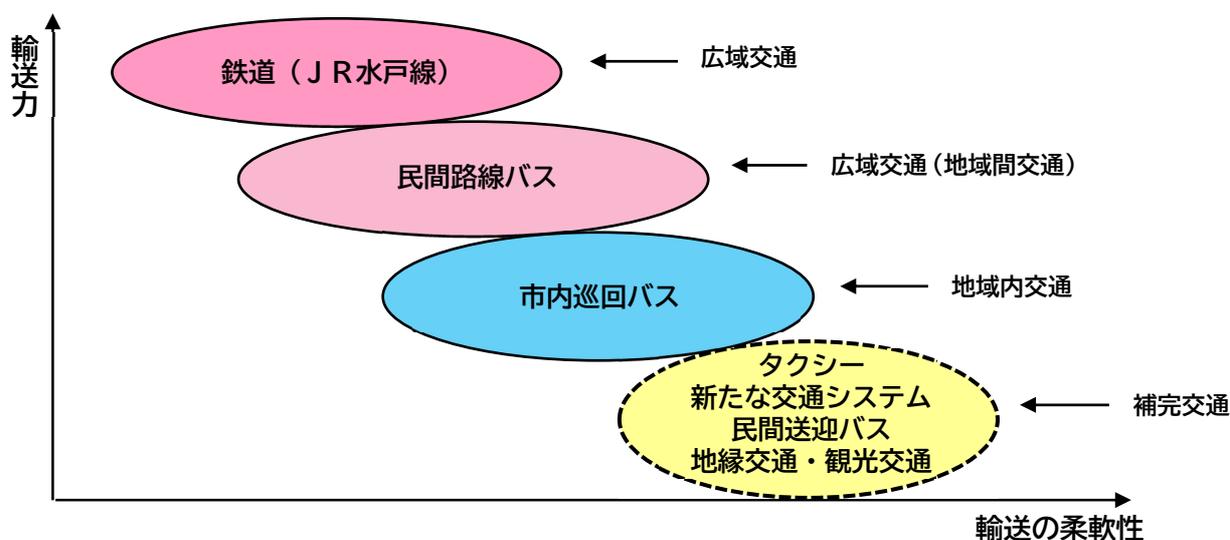
本市における公共交通網の方向性は、既存の公共交通を有効に活用し、広域交通、地域内交通、補完交通の3段階に機能分担を図るとともに、交通結節点としてJR結城駅・結城市役所などを位置付けます。

既存の公共交通ネットワークを基本としながら、これを補完する新たな交通システムを導入し、公共交通機関相互の接続・連携による有機的なネットワークを形成することにより、市民の買物や通院等の日常生活の円滑な移動ニーズに対応するとともに、来訪者の二次交通としても機能するよう、利便性の高い交通網の形成を図ります。

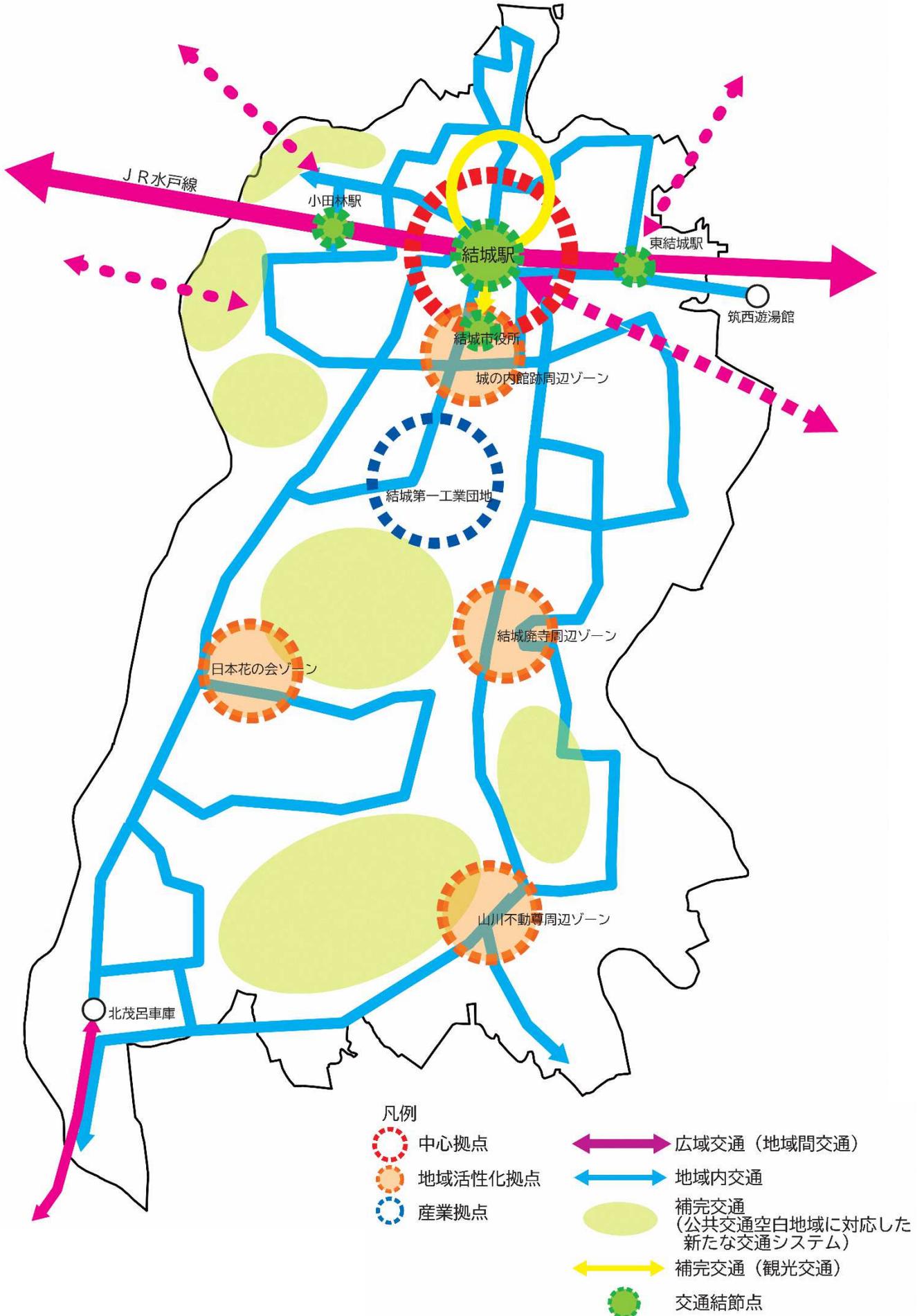
■公共交通システムの機能分担の考え方

区分	機能分担	対応システム
広域交通 (地域間交通)	広域及び周辺地域への通勤・通学及び買物等における広域移動に対応する交通	J R 水戸線 茨城急行 路線バス
地域内交通	市内の地区間・拠点間を接続し、各市街地の連携強化・一体化を図る交通	市内巡回バス
補完交通	広域交通、地域内交通を補完し、高齢者等の移動を支援するドア・ツー・ドアに近い機能を有する少量個別輸送を担う交通	タクシー 新たな交通システム 民間送迎バス 地縁交通（地域の共助） 観光交通 等
交通結節点	上記交通システムの乗り継ぎ拠点における乗り継ぎ環境の強化	鉄道駅 市役所、主要施設 等

■輸送力と輸送の柔軟性との関係による市内各公共交通の位置付け



地域公共交通ネットワーク再編イメージ図



6-2 基本方針

(1) 基本理念

快適で住みやすいまちを支え、 未来を育む公共交通体系の実現

(2) 基本方針

本市の公共交通の課題を踏まえ、目指すべき将来像の実現を図るために、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針1 利便性の高い公共交通網の形成

- ・ JR、路線バス、タクシー、市内巡回バスが連携するとともに、既存の交通を活用した新たな交通システムを導入することで、それぞれの公共交通サービスの特徴を生かしながら地域内のアクセスを強化することを目指します。
- ・ 広域及び都市間の連携強化を図るため、周辺市や交通事業者と連携することで、市民や来訪者等にとって利便性の高い公共交通ネットワークを構築することを目指します。

基本方針2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備

- ・ 技術革新の動向を踏まえつつ、利用者目線に立った分かりやすく利用しやすい情報提供を目指します。
- ・ 地域内交通を有機的に接続し、公共交通の機能を最大限に発揮するため、交通結節点やバス停等の環境改善を図り、利便性・快適性の向上を目指します。

基本方針3 市民・交通事業者・行政との協働による持続可能な公共交通の構築

- ・ 市民が公共交通の現状について理解を深めるとともに、人口減少や少子高齢化が進行する中、将来にわたる公共交通の必要性・重要性についての認識の醸成を目指します。
- ・ 市民及び各団体等の多様な主体が各々の役割を認識するとともに、市民自らが「公共交通を守り育てる」という意識を持ち、連携・協力しながら持続可能な公共交通の実現を目指します。

6-3 計画目標

3つの基本方針を踏まえ、本市の公共交通の計画目標を設定します。

基本方針1 利便性の高い公共交通網の形成

計画目標1-1 地域内の交通手段の強化に資する公共交通網の構築

路線バス及びタクシーとの役割分担を図りながら、引き続き市内巡回バスを運行するとともに、公共交通空白地域の解消と高齢者の移動手段を確保するため、既存の交通を活用した新たな交通システムの検討・導入を目指します。

また、結城駅北側をはじめとする市内の観光交通の充実を図るとともに、自動運転等の導入可能性を検討します。

計画目標1-2 広域及び都市間移動の利便性向上

通勤・通学・買物など、日常生活における周辺市への移動ニーズに対応するため、JR水戸線の利便性向上をはじめ、周辺市や交通事業者と連携し、本市と周辺市を結ぶ広域交通の導入を目指します。

基本方針2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備

計画目標2-1 分かりやすい情報提供による利用促進

様々な情報発信ツールを活用しながら、市民に分かりやすい情報を提供することで、公共交通の利用促進を図ります。

計画目標2-2 利用しやすい環境整備

乗り継ぎに対する負担や抵抗が最小限となるよう、JR結城駅等の交通結節点やバス停におけるバス待ち環境を整備（上屋やベンチ等の設置）するとともに、自転車から市内巡回バスへの乗り継ぎ環境（駐輪場）を整備します。

基本方針3 市民・交通事業者・行政との協働による持続可能な公共交通の構築

計画目標3-1 持続可能な公共交通の構築に関する意識の醸成

市民一人ひとりの公共交通への関心を高め、身近な移動手段としての認識が広まるよう、公共交通の利用を促進する取組を展開します。

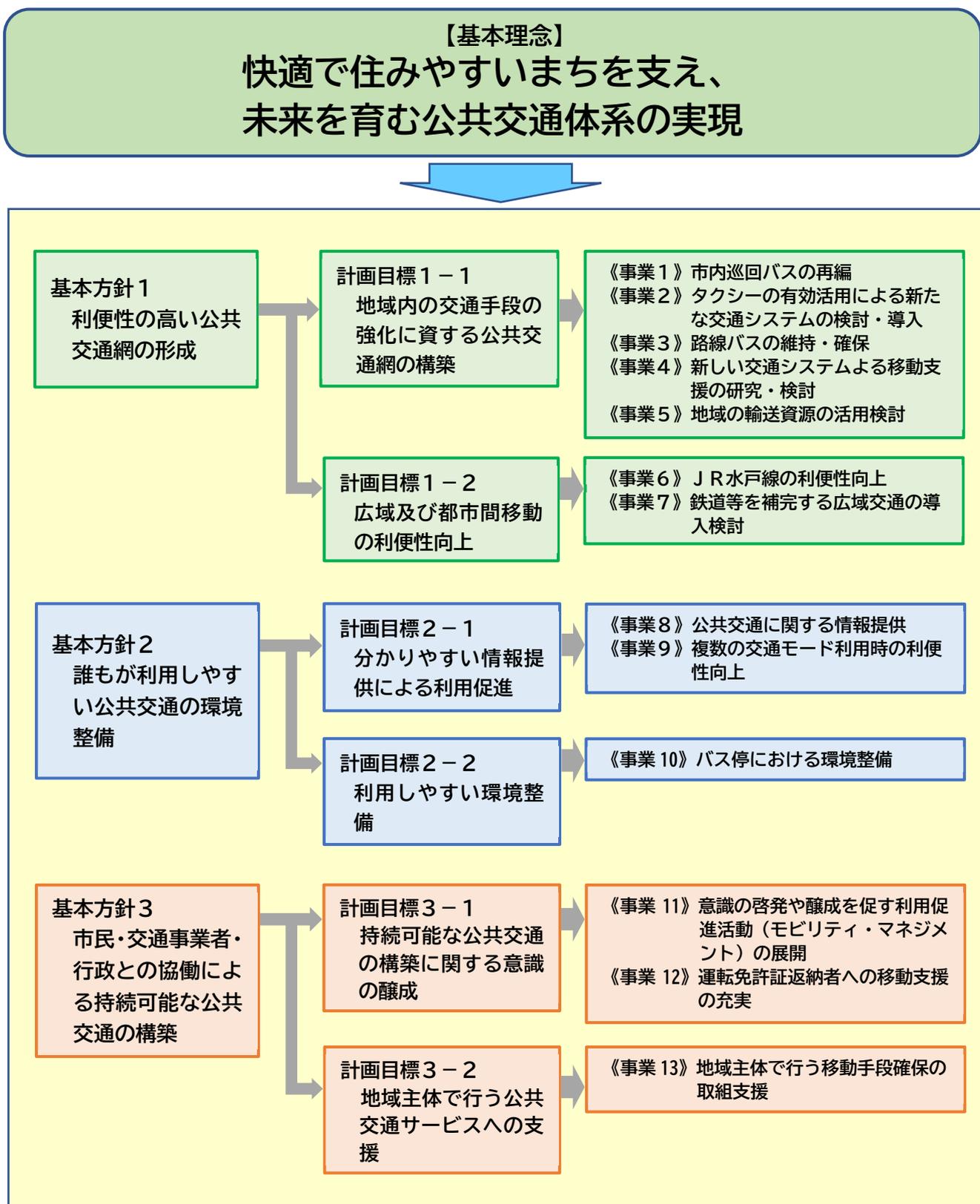
計画目標3-2 地域主体で行う公共交通サービスへの支援

地域性を踏まえた市民の日常生活における実情を把握するとともに、地域ぐるみでの利用促進や様々な団体との連携により、持続可能な公共交通を目指します。

7 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

7 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

7-1 実施する事業



7-2 実施事業の概要

基本方針1 利便性の高い公共交通網の形成

計画目標1-1 地域内の交通手段の強化に資する公共交通網の構築

事業1	市内巡回バスの再編					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内巡回バスは、市民の移動を支える重要な路線であることから、利用者からの改善要望などを考慮し、市内巡回バスの運行ダイヤの見直しを行います。また、ルートの運行所要時間が大きく影響しない範囲で、潜在需要が見込まれるエリアへのルート見直し等の再編を行い、より効率的な運行を目指します。 車両の更新に合わせ、環境性能・安全性能を考慮した車両を購入します。 受益者負担の考えに基づき、市内巡回バスの有料化に向けて課題を整理し、今後の運行形態の方向性について検討します。 <p>○運行計画の見直し（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小田林駅への接続 市街地循環ルートにおける両方向運行 全ルートにおける平日・土曜日の運行 通勤・通学時間帯に対応した運行 潜在需要が見込まれるエリアへのルートの見直し JR水戸線との乗り継ぎに考慮したダイヤの調整 買物や通院に配慮したダイヤの調整 <p>○環境性能・安全性能を考慮した車両の買い替え</p> <p>○受益者負担の考えに基づく市内巡回バスの有料化の検討</p>					
実施主体	結城市、市内巡回バス運行事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	運行計画の見直し	運行計画 検討・調整		運行		
	車両購入		購入			
	有料化の検討			検討		

事業2	タクシーの有効活用による新たな交通システムの検討・導入					
事業内容	<p>・自宅から最寄りのバス停まで行くことができない高齢者等の移動手段を確保するため、地域の移動ニーズを踏まえ、既存交通であるタクシーの閑散時間帯を有効活用した新たな交通システムを導入します。</p> <p>○タクシーの有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの稼働率が低い閑散時間帯において、市とタクシー事業者が通常運賃よりも安価な時間制運賃の賃貸借契約を締結し、市が貸切ったタクシーにより市民の輸送を行うもので、利用者は定額で利用できるサービスです。 <p>○令和4年度実証実験での検証（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施 ・利用者の移動実態の把握（目的地、時間帯、利用者層、人数等） ・交通事業者との調整 <p>【他都市におけるタクシーを活用した交通システムの導入事例】</p> <p>■1,000円タクシー（水戸市）</p> <div data-bbox="466 983 933 1592" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成29年2月1日(水)～3月31日(金)</p> <p>『1,000円タクシー国田号』 を運行します！</p> <p>期間限定 全国初</p> <p>市では、公共交通が利用しにくい地域での移動手段の確保に向け、市と交通事業者と連携して、タクシーを活用した実証実験を国田地区で実施します。急ぎの移動、通学など、酒田の街の賑わい、ぜひご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国田地区に居住している方なら誰でも利用できます。 ・1回の乗付につき片道1,000円で利用できます。 ※水戸交通観光大船遊覧船の上着台送（Jバス船橋）に限り、片道500円で行くことができます。 ・タクシーが自宅や「指定目的地」まで迎えに行きます。 ・利用時間は、午前10時から午後4時までです。 ・毎日運行します。 <p>ご利用方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光第一交通圏に電話で予約します。 『1,000円タクシー国田号の予約』と入力してください。 【予約電話番号】0120-52-1164 ①お名前 ②ご住所 ③電話番号 ④利用日時 ⑤乗車場所 ⑥行き先 ⑦乗車人数 を教えてください。 ※予約状況により、ご希望に添えない場合がございます。 2. ご自宅や「指定目的地」にお迎えに行き、行き先までお送りします。 1,000円 1,000円 ※乗付の受付は、1台につき10分前までです。 「指定目的地」は乗車を長くください。 ご利用の際は、乗車ください！ </div>					
実施主体	結城市、タクシー事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	タクシーによる新たな交通システムの導入	実証運行 →		本格運行 →		

【参考】既存タクシーを活用した運用方法の比較

	デマンド型乗合タクシー	定額タクシー（事業2）	タクシー券配布	
運用概要	事前登録した利用者が、事前予約の上、低額で自宅等と定められた目的地間を輸送	タクシーの閑散時間帯に、通常運賃よりも安価な時間制運賃で輸送	事前にタクシー券の交付を受け、タクシー料金の一部として支払い時に利用	
対象者	市内居住者	高齢者等	高齢者、障害者	
比較項目	運行手続き	△ 乗合事業の許可申請が必要	◎ 現在の一般乗用旅客自動車運送事業で対応可能	◎ 現在の一般乗用旅客自動車運送事業で対応可能
	利用時間	△ 一般的に8～17時が多い	△ 10～16時の閑散時間帯	◎ いつでも可
	利用方法	△ ・登録の手間がかかる ・予約が必要 ・予約状況により利用できないこともある	◎ ・通常のタクシーの送迎依頼と変わらない ・予約も可能	◎ 予約、事前連絡の手間がない
	乗降場所	○ 自宅及び指定場所	○ 自宅及び指定場所	◎ 市内どこでも乗降可能
	運賃負担	◎ 低額で利用できる（一般的に500円程度）	○ 利用距離が長くても、定額で利用できる	△ 利用距離が長いほど、利用負担が大きくなる
	利用制限	◎ 利用回数に制限がない	◎ 利用回数に制限がない	△ 利用回数に制限がある
	車両	◎ 現在の車両で対応可能	◎ 現在の車両で対応可能	◎ 現在の車両で対応可能
	費用	△ 新たな予約システム導入費・運用コストがかかる	◎ 新たな予約システム導入費・運用コストがかからない	○ ・新たな予約システム導入費・運用コストがかからない ・タクシー券の発行管理に関するコストがかかる
運用面	△ ・運賃が低額な分、市の財政負担が過大になる ・車両台数に限りがある	○ ・閑散時間帯の空き車両の活用につながる ・車両台数に限りがある	△ タクシー券の精算手続きに係る事務的負担が大きい	
総合比較	△	◎	○	

事業3		路線バスの維持・確保				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市南部において運行されている「北茂呂車庫～古河駅東口」については、市南部エリアから古河市内への移動ニーズに対応できるよう、引き続き維持・確保に努めます。 ・路線を維持するため、路線バスと他の交通手段の連携を強化します。 					
事業主体	結城市、バス事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	他の交通手段との連携	調整				→

事業4		新しい交通システムによる移動支援の研究・検討				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、全国各地で自動運転による運行や、小型、低速、電動でエコなグリーンスローモビリティの実証運行を実施しており、その都市への導入適用性が検討されています。 ・本市においても、他都市の実証実験の成果などを踏まえ、技術面や運用面から、効果や適用性について研究し、導入の可能性を検討します。 <p>【活用イメージ例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市北部に分布する見世蔵などの歴史的な建築物や古い街並みを楽しむための観光交通 ○バス停から離れたエリアから最寄りのスーパー・バス停までの移動手段としての活用 <p>■自動運転バス（茨城県境町）</p>  <p>■グリーンスローモビリティ</p> 					
事業主体	結城市、交通事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	システムの研究・検討	研究・検討			→	

事業5		地域の輸送資源の活用検討				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運転手不足の解消や車両の効率的な利用を図る観点から、送迎サービスを行っている民間施設等における車両や運転手の活用可能性を研究・検討します。 ○学校再編に伴い運行するスクールバスの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの空き時間を活用した市民の輸送と、小学生の通学時間帯に対応した市内巡回バスの運行について、最適な方法を検討します。 ○病院の送迎バスの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・通院者のために運行している送迎バスについて、通院以外の市民の利用可能性を検討します。 ○デイサービスの送迎車両の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の特養施設の送迎車の空き時間を活用した地域の高齢者等の買物支援を検討します。 					
	<p style="text-align: right;">神奈川県逗子市の実施事例</p> 					
事業主体	結城市、施設事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	スクールバスの活用		検討			準備が整い次第実施
	病院やデイサービスの送迎車両の活用	検討		準備が整い次第実施		

計画目標1-2 広域及び都市間移動の利便性向上

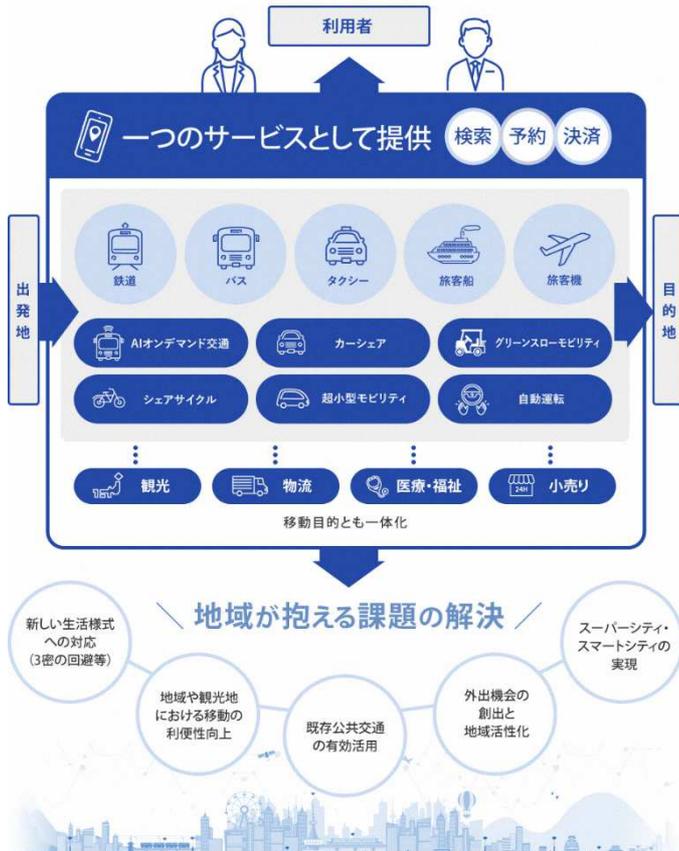
事業6		JR水戸線の利便性向上				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○JR水戸線の利便性向上に向けた要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学等をはじめ、小山市・筑西市等の周辺市や東京方面等への広域的な移動を担うJR水戸線の利便性向上及び利用促進を図るため、茨城県及び関係自治体と連携し引き続き要望活動を行います。 ○結城駅におけるバリアフリー化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場から改札間の上下移動がしやすいように、駅南口の駅前広場にエレベーターを整備します。 ・車いす利用者等がホームから改札間の上下移動がしやすいように、JR東日本が上り・下りの両ホームにエレベーターを整備する事業を支援します。 					
	事業主体 鉄道事業者、結城市、茨城県、JR水戸線沿線自治体、国土交通省					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	要望活動			実施		
	自由通路エレベーターの整備	整備				
	ホームエレベーターの整備	設計	整備			

事業7	鉄道等を補完する広域交通の導入検討					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 現在の広域交通はJR水戸線と路線バスであるため、更なる広域・周辺都市間移動の利便性向上を図ることを目的に、関係自治体等と連携して、小山市・結城市間のデマンドバス等の相互乗り入れ、筑西・下妻広域連携バスの本市への延伸について検討・調整し、運行準備が整い次第実施します。 					
事業主体	結城市、小山市、筑西市、下妻市、交通事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	小山市・結城市の公共交通の相互乗り入れ		検討		準備が整い次第実施	
	筑西～下妻線の結城市への延伸		検討		準備が整い次第実施	

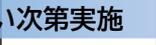
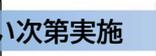
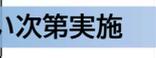
基本方針2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備

計画目標2-1 分かりやすい情報提供による利用促進

事業8	公共交通に関する情報提供					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内巡回バスの路線図・時刻表を、市内巡回バスの再編と合わせ、更新します。さらに、JR水戸線との接続についても表記するなど、情報提供の質を高めます。 結城駅の利用者が、市内巡回バスにスムーズに乗り換えができるように、情報案内板を設置します。 本市のホームページに、新たに公共交通に関する情報を集約したページを作成し、分かりやすい情報提供を行います。 					
事業主体	結城市、交通事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	路線図・時刻表の作成配布	作成	配布			
	ホームページ更新	整備		随時、更新		
	情報案内板の設置		設置			

事業9	複数の交通モード利用時の利便性向上					
<p>事業内容</p>	<p>・ マース（MaaS、モビリティ・アズ・ア・サービス）を用いた公共交通のサービス環境の整備・改善が求められており、各地で様々な実証実験が行われていることから、本市における導入可能性について研究・検討します。</p> <p>※マース（MaaS） MaaSとは、出発地から目的地までの移動ニーズに対して複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で行うサービスです。さらに、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。</p> <p>※自転車の活用とマース（MaaS）の連携 MaaS等のデジタル化やシェアサイクルの導入の進展に伴い、市内の観光施設等への来訪や日常生活の移動における交通手段として自転車が利用されるよう、公共交通と自転車等の移動手段の最適な組み合わせの実現について検討します。</p> <p>●マース（MaaS）の概要</p> 					
事業主体	結城市、交通事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	MaaSの導入		研究・検討	→	準備が整い次第導入	→

計画目標 2-2 利用しやすい環境整備

事業 10	バス停における環境整備					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内巡回バスの利用が多いバス停等において、安全かつ快適にバスの待ち時間が過ごせるよう、バス停周辺の公共施設に加え、商業施設と民間施設の活用・協力を図りながら、待合環境（上屋やベンチ等）の整備を実施します。 ・冬場の夕方時間帯は、バス停も暗く危険であることから、太陽光発電のLED照明を設置し、夜間の安全性と利便性の向上を図ります。 ・本市は、おおむね平坦な地形であることから、自転車によるアクセス性が高まるよう、バス停周辺の施設等の協力のもと、駐輪場の整備を実施します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■バス停へのベンチ設置例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■バス停への照明設置例</p>  </div> </div>					
事業主体	結城市、交通事業者、必要に応じて沿道施設事業者					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	上屋・ベンチの設置	調査・検討		準備が整い次第実施		
	LED照明の設置	調査・検討		準備が整い次第実施		
	駐輪場の整備	調査・検討		準備が整い次第実施		

【他都市におけるバス停環境整備の取り組み事例】

●茨城県龍ヶ崎市 バス待ち処「まてまて」

- ・バス停周辺施設の協力のもと、バスを待つ間、快適に過ごすことができる空間で、市民等の交流促進を目的とする事業を実施しています。

店舗に掲示された「まてまて」ポスター



●茨城県五霞町 サイクル&バスライド 駐輪場の整備事例

- ・五霞町では、バス利用者の利便性の向上とバス利用の促進のため、町内11か所の公共施設等の駐輪場を「サイクル&バスライド駐輪場」として利用しています。



基本方針3 市民・交通事業者・行政との協働による持続可能な公共交通の構築

計画目標3-1 持続可能な公共交通の構築に関する意識の醸成

事業11	意識の啓発や醸成を促す利用促進活動（モビリティ・マネジメント）の展開				
事業内容	・市民が公共交通の意義と必要性を理解し、より身近な移動手段となるよう、公共交通の実情に関する情報提供や各種啓発活動を実施します。 （啓発活動例） ○広報やホームページを活用した公共交通の情報提供 ○乗車体験会の開催 ○各種会合での出前講座 ○市内イベントにおける公共交通関連コーナーの設置 ○公共交通を活用した各種イベント等の実施 ○買物・通院等に市内巡回バスを利用する外出モデルプランの提供				
事業主体	結城市、交通事業者、市民				
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	利用促進活動			実施	

■広報を活用した公共交通の利用啓発

●千葉県君津市

駅と降り持てるまち 広報きみつ 市政総合

【平成28年度コミュニティバス利用実績(単位:千円)】(内)は前年度比

路線名	利用乗数	収入	支出	収支差
(A)	(B)	(A)	(B)	(A)-(B)
小浜川	783,374人	15,616円	23,284円	△7,668円
国富線	△2,477人	(4,222円)	(6,178円)	(-1,956円)
人見・大和	△7,659人	(8,816円)	2,000円	△10,200円
神門線	(4,322人)	(0円)	1,497円	(-1,497円)
中島	△2,389人	28,846円	2,528円	△26,318円
豊美線	(-176人)	(0円)	(115円)	(-115円)
合計	253,183人	27,228円	29,993円	△2,765円

※収支差の目標値は25%

【平成28年度デマンドタクシー利用実績(単位:千円)】(内)は前年度比

利用乗数	収入	支出	収支差
(A)	(B)	(A)-(B)	(A)-(B)
17,331人	47,541円	30,680円	△16,840円
(-239人)	(5,231円)	(4,130円)	(-1,101円)

※収支差の目標値は25%

【平成28年度に市が補助した路線バス(単位:千円)】(内)は前年度比

路線名	利用乗数	補助額	路線名	利用乗数	補助額
君津市内循環線	214,271人	25,045円	イオン富津線	31,188人	3,595円
西浜線	75,820人	29,070円	豊野山線	15,287人	455円
国富線	4,389人	(4,172円)	富津駅前-	17,847人	2,725円
三島線	53,832人	2,887円	木更津線	(2,083人)	(1,791円)
かずさアカデミアパーク線	34,145人	305円	合計	544,305人	67,383円

みんなで地域の身近な公共交通を守りましょう!

■モビリティ・マネジメントのチラシ

●北海道釧路市



■公共交通の勉強会

●埼玉県日高市



事業 12	運転免許証返納者への移動支援の充実					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の自主返納支援制度について、周知広報に努めるとともに、制度の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○免許返納者が市内で受けられる特典の紹介・免許返納制度を解説するチラシの配布 ○年1回、各地区における回覧等による周知 ○高齢運転者運転免許自主返納サポート事業に協力していただける店舗・施設等の拡充 ・運転免許証の自主返納者に対する支援制度として、市独自の新たな事業の構築を検討します。 					
事業主体	交通事業者、結城警察署、結城市					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	返納支援制度の充実	制度PR、制度への協力依頼				
	市独自の支援制度の構築	検討	調整	準備が整い次第運用		

計画目標3-2 地域主体で行う公共交通サービスへの支援

事業 13	地域主体で行う移動手段確保の取組支援					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体による移動手段の確保と持続的な提供に向けて、地域住民・交通事業者・行政、地域に関わる関係者等の協働による取組に対する支援のあり方を検討します。 <p>三者協働イメージ</p> <p>地域住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織立ち上げ ○運行計画立案 ○積極的な利用 <p>交通事業者 NPO・ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全管理 ○運行管理 <p>行政（結城市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術支援 ○関係者との調整 ○運行支援 					
事業主体	地域住民、交通事業者、NPO、結城市ほか					
実施期間	実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	取組支援	検討	調整	運用、他地区へ展開		

■実施事業及び実施スケジュール

実施事業	実施項目	実施期間				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内巡回バスの再編	運行計画の見直し	運行計画 検討・調整		運行		
	車両購入		購入			
	有料化の検討			検討		
タクシーの有効活用による新たな交通システムの検討・導入	タクシーによる新たな交通システムの導入	実証運行		本格運行		
路線バスの維持・確保	他の交通手段との連携			調整		
新しい交通システムによる移動支援の研究・検討	システムの研究・検討			研究・検討		
地域の輸送資源の活用検討	スクールバスの活用		検討			準備が整い 次第実施
	病院やデイサービスの送迎車両の活用	検討		準備が整い 次第実施		
JR水戸線の利便性向上	要望活動			実施		
	自由通路エレベーターの整備	整備				
	ホームエレベーターの整備	設計	整備			
鉄道等を補完する広域交通の導入検討	小山市・結城市の公共交通の相互乗り入れ		検討			準備が整い 次第実施
	筑西～下妻線の結城市への延伸		検討			準備が整い 次第実施
公共交通に関する情報提供	路線図・時刻表の作成配布	作成	配布			
	ホームページ更新	整備		随時、更新		
	情報案内板の設置		設置			
複数の交通モード利用時の利便性向上	MaaSの導入		研究・検討			準備が整い 次第導入
バス停における環境整備	上屋・ベンチの設置	調査・検討		準備が整い 次第実施		
	LED照明の設置	調査・検討		準備が整い 次第実施		
	駐輪場の整備	調査・検討		準備が整い 次第実施		
意識の啓発や醸成を促す利用促進活動の展開	利用促進活動			実施		
運転免許証返納者への移動支援の充実	返納支援制度の充実			制度PR、制度への協力依頼		
	市独自の支援制度の構築	検討	調整			準備が整い 次第運用
地域主体で行う移動手段確保の取組支援	取組支援	検討	調整			運用、他地区へ展開

8 計画の達成状況の評価

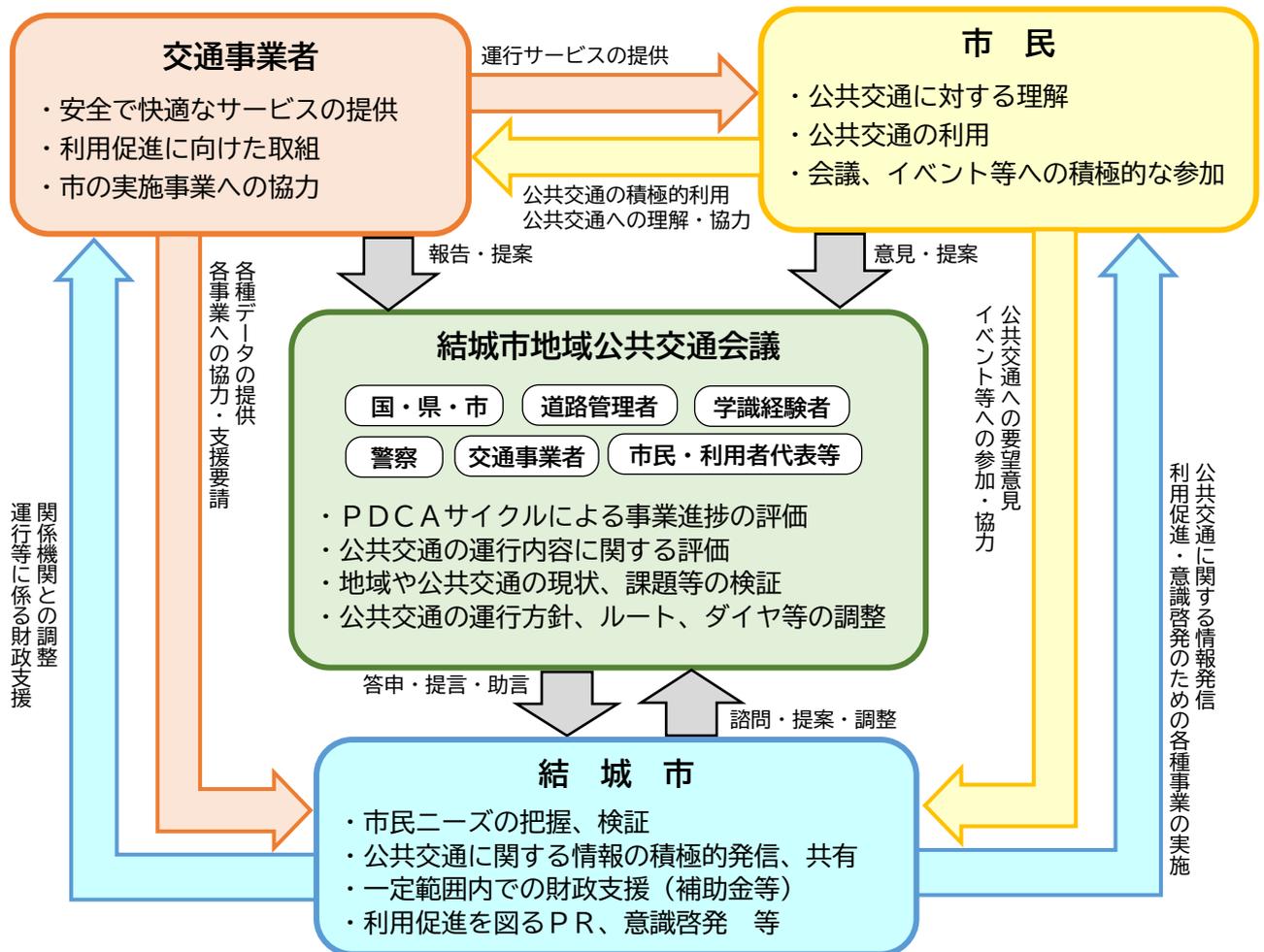
8 計画の達成状況の評価

8-1 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、行政だけでなく、交通事業者、市民が連携・協働し、一体となって総合的に取り組んでいく必要があります。

そのため、以下のようにそれぞれの役割を明確にし、各事業に参画・協働する取り組みを進めていきます。

■計画推進のための市民・交通事業者・行政による連携・協働体制



8-2 計画の達成状況の評価、方法

(1) 計画目標に対する評価指標

事業の実施による計画目標の達成状況の評価するため、各計画目標に対して、以下の評価指標を設定します。

基本方針1 利便性の高い公共交通網の形成

計画目標1-1 地域内の交通手段の強化に資する公共交通網の構築

評価指標	基準値	目標値
評価指標① 市内巡回バス年間利用者数	18,917人 (令和2年度)	30,800人 (令和8年度)
評価指標② タクシー活用事業利用者数	1人 (令和2年度)	1,700人 (令和8年度)
評価指標③ 市内巡回バス年間運行経費 (市負担額)	22,036千円 (令和2年度)	37,000千円以内 (令和8年度)

計画目標1-2 広域及び都市間移動の利便性向上

評価指標	基準値	目標値
評価指標① 結城駅の1日当たり乗車人員	1,565人 (令和2年度)	1,900人 (令和8年度)

基本方針2 誰もが利用しやすい公共交通の環境整備

計画目標2-1 分かりやすい情報提供による利用促進

評価指標	基準値	目標値
評価指標① 公共交通に関する情報提供 の実施回数	1回 (令和2年度)	延5回 (令和8年度)

計画目標2-2 利用しやすい環境整備

評価指標	基準値	目標値
評価指標① バス停における環境整備箇所数	1箇所 (令和2年度)	5箇所 (令和8年度)

基本方針3 市民・交通事業者・行政の協働による持続可能な公共交通の構築

計画目標3-1 持続可能な公共交通の構築に関する意識の醸成

評価指標	基準値	目標値
評価指標① 市内巡回バス等利用促進活動 の実施回数	1回 (令和2年度)	延15回 (令和8年度)

計画目標3-2 地域主体で行う公共交通サービスへの支援

評価指標	基準値	目標値
評価指標① 支援実施地区数	1地区 (令和2年度)	2地区 (令和8年度)

【参考】目標数値の設定根拠

計画目標	評価指標	設定根拠
計画目標 1 - 1 地域内の交通手段の強化に資する公共交通網の構築	評価指標① 市内巡回バス年間利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 各ルート of 令和 2 年度の平日、土曜日 1 日平均利用者数を用いて、令和 5 年度の平日日数、土曜日数を乗じて年間利用者数を設定。 運行見直し後、利用者数は増加することを見込み、設定された年間利用者数を、平成 29 年度から平成 30 年度の増加率により補正し、目標年次の利用者数を設定。
	評価指標② タクシー活用事業利用者数	<ul style="list-style-type: none"> タクシー利用料金が概ね 1,000 円となる利用距離は、約 3 km。 結城駅や結城病院等から離れた市南部が、上記距離に相当し、利用が見込まれる。 (市南部の高齢者人口：5,329 人 (R2)) 先進事例である水戸市の国田地区の利用率は、約 30%。 市南部の高齢者人口に水戸市の利用率を乗じて年間利用者数を設定。
	評価指標③ 市内巡回バス年間運行経費(市負担額)	<ul style="list-style-type: none"> 全ルートにおいて、平日・土曜運行を想定し、令和 2 年度における 10 月以降の 1 キロ当たり運行委託費をもとに、令和 8 年度の運行経費を設定。
計画目標 1 - 2 広域及び都市間移動の利便性向上	評価指標① 結城駅の 1 日当たり乗車人員	<ul style="list-style-type: none"> 定期利用は、新型コロナウイルスの影響を受ける前のコロナ前の 100% (約 1,500 人)、定期外利用は、影響を受ける前の 70% (約 400 人) まで回復することを見込んで設定。
計画目標 2 - 1 分かりやすい情報提供による利用促進	評価指標① 公共交通に関する情報提供の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、公共交通に関するホームページの情報更新等を実施することを想定。
計画目標 2 - 2 利用しやすい環境整備	評価指標① バス停における環境整備箇所数	<ul style="list-style-type: none"> 各年度 1 か所以上整備することを想定。 (令和 5 年度以降)
計画目標 3 - 1 持続可能な公共交通の構築に関する意識の醸成	評価指標① 市内巡回バス等利用促進活動の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> 各年度 3 回以上、出前講座や広報等で利用促進を実施していくことを想定。
計画目標 3 - 2 地域主体で行う公共交通サービスへの支援	評価指標① 支援実施地区数	<ul style="list-style-type: none"> 地域の意向や実情を踏まえ、2 地区で実施できるように目指すことを想定。

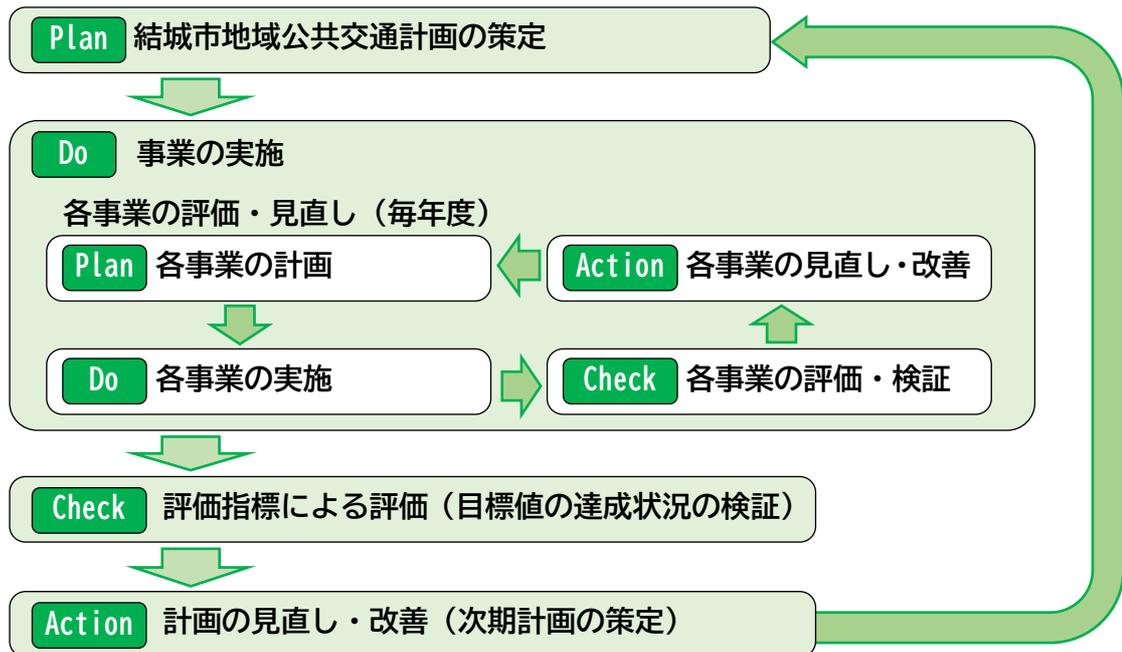
(2) 評価・検証の考え方

計画に掲げる実施事業を着実に実施し、目指す将来像を実現するため、各事業の実施状況や目標の達成度を定期的に把握し、計画の見直し等を通じて改善を図るPDCAサイクルを実施します。

PDCAサイクルの運用にあたっては、結城市地域公共交通会議で審議し、事業の進捗・効果に対する検証結果を共有します。

なお、社会情勢等の変化に応じ、計画期間内であっても、地域公共交通計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルによる継続的な改善



(3) 評価の方法及びスケジュール

計画期間におけるPDCAサイクルの評価スケジュールは、下表のとおりとします。

公共交通の利用者数調査及び計画に定めた実施事業の評価を毎年度行います。

計画最終年度においては、事業者からの提供による利用者数の実績や市民等の公共交通に関する満足度・移動行動等についての各種アンケート調査を踏まえ、計画全体の評価を実施し、実施事業の見直し及び新たな事業を追加した次期計画を策定します。

■評価スケジュール

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数調査	●	●	●	●	●
利用者アンケート、市民アンケート					●
実施事業の評価	●	●	●	●	●
計画・目標値の見直し			○	○	★
公共交通会議の開催	●	●	●	●	●

凡例 ●：実施 ○：必要に応じて実施 ★：次期計画の検討

資料編

■結城市地域公共交通計画の策定経緯

実施年月日	会議名等	議事内容等
平成30年12月1日 ～12月17日	地域住民アンケート調査	・市内に居住する15歳（高校生）以上の市民を対象
平成31年1月15日 ～1月22日	市内巡回バス利用者アンケート調査	・市内巡回バス全8路線の利用者を対象
令和3年7月27日	第1回 地域公共交通計画策定調整会議	・本市の公共交通の現状と課題について
令和3年8月3日	令和3年度 第1回 地域公共交通会議	・本市の公共交通の現状と課題について
令和3年8月下旬 ～10月中旬	交通事業者及び関係者ヒアリング調査	・市内を運行する交通事業者及び結城病院、城西病院を対象
令和3年10月5日	第2回 地域公共交通計画策定調整会議	・目指す将来像、基本方針、計画目標について ・目標を達成するために行う事業及び実施主体について
令和3年10月28日	令和3年度 第2回 地域公共交通会議	・目指す将来像、基本方針、計画目標について ・目標を達成するために行う事業及び実施主体について
令和3年12月6日	第3回 地域公共交通計画策定調整会議	・結城市地域公共交通計画（案）について
令和3年12月20日	令和3年度 第3回 地域公共交通会議	・結城市地域公共交通計画（案）について ・パブリックコメントの実施と今後のスケジュールについて
令和3年12月28日 ～令和4年1月21日	パブリックコメント	・結城市地域公共交通計画（案）について
令和4年1月7日 ～令和4年1月21日	地域公共交通会議（書面開催）	・令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
令和4年2月1日	第4回 地域公共交通計画策定調整会議	・パブリックコメントの実施結果について ・結城市地域公共交通計画（原案）について
令和4年2月14日	令和3年度 第4回 地域公共交通会議（書面開催）	・パブリックコメントの実施結果について ・結城市地域公共交通計画（原案）について

■結城市地域公共交通会議

【結城市地域公共交通会議設置要項】

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項を協議するため、結城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）市における公共交通の在り方に関する事項
- （2）公共交通施策の推進に関する事項
- （3）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （4）市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- （6）地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- （7）交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）一般旅客自動車運送事業者
- （2）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （4）住民又は利用者の代表
- （5）学識経験者
- （6）国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- （7）道路管理者又はその指名する者
- （8）結城警察署長又はその指名する者
- （9）茨城県公共交通担当職員
- （10）副市長
- （11）市長の指名する職員
- （12）前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない理由により欠席する場合は、代理の者を会議に出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者を委員とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、会議が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の決議を要する場合であって、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、書面での決議が特に必要であると会長が認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(謝礼)

第8条 市長は、会議に出席した委員(代理出席の場合は代理出席した者)に対し、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

(作業部会)

第9条 会長は、第2条各号に掲げる協議事項について、具体的な調査、研究、調整又は協議を行うため、必要に応じて交通会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、企画財務部企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長を置き、企画政策課長をもってこれに充てる。

(公印の取扱い)

第12条 交通会議の公印の名称、寸法、ひな型及び公印管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、結城市公印規則（平成2年結城市規則第7号）の例による。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成30年9月4日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

名称	寸法	ひな型	公印管理者
結城市地域公共交通会議会長之印	方21mm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 結 城 市 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 之 印 </div>	事務局長

【結城市地域公共交通会議委員名簿】

令和4年3月現在
◎：会長、○：副会長

No.	要項の区分	区分	職名等	氏名
1	(1)	一般旅客自動車運送事業者	茨城急行自動車株式会社常務取締役	信清 智之
2			結城合同タクシー有限会社代表取締役	青木 和
3			城南タクシー株式会社代表取締役	宮田 利江
4	(2)	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	茨城県バス協会専務理事	川上 敬一
5			茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事	服部 透
6	(3)	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	茨城急行バス労働組合執行委員長	和田 武士
7	(4)	住民又は利用者の代表	結城市議会総務委員長	○土田 構治
8			結城市自治協力員連合会副会長	稲葉 敏次
9			結城商工会議所専務理事	浅野 洋二
10			結城市老人クラブ連合会会長	坂本 實
11	(5)	学識経験者	白鷗大学経営学部教授	◎山田 徳彦
12	(6)	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局茨城運輸支局輸送担当 首席運輸企画専門官	牧瀬 成博
13	(7)	道路管理者又はその指名する者	茨城県筑西土木事務所道路管理課長	磯 忠男
14	(8)	結城警察署長又はその指名する者	茨城県結城警察署交通課長	山中 淳
15	(9)	茨城県公共交通担当職員	茨城県政策企画部交通政策課長	中村 浩
16	(10)	副市長	結城市副市長	杉山 順彦
17	(11)	市長の指名する職員	結城市企画財務部長	鶴見 俊之
18			結城市保健福祉部長	外池 晴美



地域公共交通会議開催の様子

■結城市地域公共交通計画策定調整会議

【結城市地域公共交通計画策定調整会議設置要項】

(設置)

第1条 結城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が、結城市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議をするに当たり、交通計画に係る調査等を行うことにより協議の円滑化を図るため、結城市地域公共交通計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 交通計画策定のための資料収集及び現状分析
- (2) 前号のほか、交通会議が必要と認めること

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 企画政策課長
- (2) 別表に掲げる課の長が指名した係長以上の職員

(任期)

第4条 調整会議の構成員（以下「構成員」という。）の任期は、令和4年3月31日までとする。

2 構成員が欠けた場合における補充の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、企画政策課長が招集し、その議長となる。

2 調整会議の会議は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 議長は、調整会議の検討の経過及び結果について、交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要項は、令和3年6月17日から施行する。

別表（第3条関係）

まちづくり協働課	企画政策課	財政課	防災安全課	社会福祉課	介護福祉課
商工観光課	都市計画課	学校教育課			

【結城市地域公共交通計画策定調整会議構成員名簿】

	所 属	氏 名
1	まちづくり協働課	桑谷 寛史
2	企画政策課	福井 恵一
3	財政課	秋元 隆司
4	防災安全課	岩瀬 亮
5	社会福祉課	白石 勝巳
6	介護福祉課	平井 幹了
7	商工観光課	鈴木 真琴
8	都市計画課	荒木 徳一
9	学校教育課	和泉田 真

■用語解説

あ行	
運転免許証返納者 [P. 13, 42, 52, 62, 63]	運転免許が不要になったり、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じるようになったりしたことにより、自主的に運転免許証を返納した人のこと。

か行	
協働 [P. 16, 18, 48, 49, 52, 61, 62, 66, 67]	市民、企業及び行政をはじめとした様々な主体が、それぞれの特性や強みを活かして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。
グリーンスローモビリティ [P. 56]	時速 20 km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスのこと。環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能。
公共交通空白地域 [P. 2, 28, 42, 47, 49]	駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のこと。交通空白地や交通不便地域ともいう。本市では、鉄道駅から半径 800m 以上、バス停から半径 300m 以上を公共交通空白地域として定義。
交通結節点 [P. 46, 47, 48, 49]	人や物の輸送において、複数の交通手段の接続（「交通機関の乗り換え・乗り継ぎ」）が行われる場所のこと。
交通政策基本法 [P. 2]	交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める基本的な法律のこと。平成 25 (2013) 年 12 月公布。
高齢運転者運転免許自主返納サポート事業 [P. 62]	運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者を対象に、「運転経歴証明書」を提示することで様々な特典サービスを受けることができる事業のこと。
高齢化率 [P. 2, 7, 9]	総人口に占める 65 歳以上人口の割合のこと。

さ行	
サイクル&バスライド [P. 60]	出発地点（自宅等）からバス停付近の駐輪場まで自転車で行き、そこからバスに乗り換えて目的地に向かうこと。
シェアサイクル [P. 59]	他の人と自転車をシェア（共有）し、一定の範囲内に設けられた複数のサイクルポート（駐輪場）で自転車を借りることができること。借りた場所とは異なるサイクルポートで返却することが可能。
自動運転 [P. 49, 56]	乗り物の操縦を人の手によらず、機械が自動で行うこと。
受益者負担 [P. 53]	公共サービスの利用によって利益を受ける者に、費用の一部を負担してもらうこと。

た行	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 [P. 2]	人口減少、少子高齢化が加速度的に進行することにより、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している一方、高齢者の運転免許証の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっている。 このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープラン(地域公共交通計画)を作成した上で、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを目的として定めた法律のこと。
都市計画マスタープラン [P. 2, 3, 18]	都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられている市の都市計画に関する基本的な方針のこと。
土地区画整理事業 [P. 11]	都市計画区域内で、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な行	
二次交通 [P. 20, 42, 46]	主要駅や主要バス停から目的地まで移動する際の、2つ目の移動手段となる交通機関のこと。

は行	
バリアフリー [P. 18, 57]	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などを取り除くこと。

ま行	
モビリティ・マネジメント [P. 52, 61]	「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。 環境や健康などに配慮した交通行動を、大規模かつ個別的に呼びかけていくコミュニケーション施策を中心として、住民や職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していく点が特徴。

や行	
用途地域 [P. 11]	良好な住環境を守り、地域ごとの特性に合った利便性を向上させるために、住宅・商業・工業など同じ用途の建物を集めるように都市計画法第 8 条で定められた 13 種類の地域の総称のこと。

ら行	
立地適正化計画 [P. 2, 3, 19]	居住機能や医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能の誘導、公共交通の充実により、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとする計画のこと。

N	
NPO [P.62]	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した団体を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

P	
PDCA [P.66,69]	計画(Plan)を実施 (Do) し、評価 (Check) して改善 (Action) に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのこと。

結城市地域公共交通計画

発行年月：令和4年3月

発 行：結城市

編 集：結城市 企画財務部 企画政策課

住 所：〒307-8501

茨城県結城市中央町二丁目3番地

T E L：0296-32-1111（代表）

U R L：<https://www.city.yuki.lg.jp>

